

J・ロックの「政府解体論」について

——その歴史的意義と射程——

愛 敬 浩 二

- I はじめに
- II ロックの「政府解体論」の検討
- III 名誉革命とロックの「政府解体論」
- IV 十八世紀のウィック・イデオロギーと「政府解体論」
- V 「政府解体論」の射程——ヒュームの契約論批判を参照して——
- VI 結語

I はじめに

ジョン・ロック(John Locke, 1632-1704)の政治思想は宮沢俊義による先駆的な研究⁽¹⁾以来、わが国の多くの憲法学者によって検討の対象とされてきた。⁽²⁾特にロックの抵抗権論は、抵抗権一般について論ずるものが常に幾何かの紙幅を割いてきたものである。本稿は、⁽³⁾ロックの抵抗権論を「政府の解体」というロック特有の論理に注目することによって検討することを課題とするものである。

今世紀に入ってからロック研究の興隆には目を見張るものがあるが、特に近年のロック政治思想の歴史的研究の成果は、近代憲法原理の考察を目的としてロック政治思想を研究しようとするものにとつて、無視し得ない課題を提起している。⁽⁵⁾又、近年の歴史学者の業績に示される市民革命期そして市民革命後のイギリス社会像は、単純にロック政治思想に近代憲法原理を読み込み、それを当時のイギリス憲法の実像と重ね合わせた上で、当時のイギリス憲法現象を説明するという態度をもちや許さなくしていると考えるのは杞憂に過ぎないのであろうか。ともあれ、残念なことに、この様な問題を一般的に検討する能力を現在の私は有していない。そのため、本稿においては、近年の歴史研究の成果を可能な限り参照しつつ、『統治二論』(Two Treatises of Government)に示された「政府解体論」の歴史的意義とその射程を検討の課題とすることによって、ロックの抵抗権論の歴史的的研究に代えることにしたい。そして、この様な検討を通じて、近代立憲主義思想史におけるロック政治思想の意義を考える端緒とすることができれば幸いである。

- (1) 宮沢俊義「抵抗権史上に於けるロック」同著『憲法の思想』(岩波書店、一九六七)所収(初出、一九二五年)。
(2) 例えば、清宮四郎「日本国憲法とロックの政治思想」同著『憲法の理論』(有斐閣、一九六九)所収(初出、一九四八年)、酒井吉栄「近代憲法思想史研究」(評論社、一九六一)、今井証三「ロックの憲法論に関する一考察——『統治論第二部』を中心として——」(二二)名古屋大学法学論集六一、六二号(一九七四)、安藤高行「近代イギリス憲法思想史研究」(御茶の水書房、一九八三)、種谷春洋「近代寛容思想と信教の自由の成立」(成文堂、一九八六)、結城洋一郎「ロックとルソーとモンテスキュー」杉原泰雄編『講座・憲法学の基礎4・憲法思想』(勁草書房、一九八九)所収等。なお、憲法学者によるものではないが法学者による重要な業績として、下山英二「人権の歴史的構造」同著『人権の歴史と展望・増補版』(法律文化社、一九八〇)所収、石井幸三「ロック『政府二論』(第二部)における法的権利について」(阪大法学九七九八号(一九七六)、石川武「いわゆる『市民政府論』(ロック)に関する覚書(一)」北大法学論集三六卷一—二号(一九八五)。この石川論文は、戦後憲法学がややもすると自明の原理としてきた観のある特殊な「市民社会」論に基づくロック政治思想理解(具体的には『統治二論』の翻訳者の鶏

飼信成(それ)の不備を突くものであり、是非参照されるべきである。関連して、遠藤博也「キウイタースとレース・プーブリカ——ロッキの市民社会について——」北大法学論集四一卷五—六号(一九九一)は、キケロ等の検討を踏まえた上で、ロッキ政治思想における「Civil Society」という概念の考察を行なった本格的な論考である。

(3) 例えば、菅野喜八郎「J・ロッキの抵抗権概念」同著『国権の限界問題』(木鐸社、一九七八)所収、橋本公亘「抵抗権論」同著『基本的人権』(有斐閣、一九七五)所収・一四頁以下等。

(4) R. Hall & R. Woolhouse, 80 Years of Locke Scholarship, (Edinburgh, 1983). を参照すると、ロッキ研究の量の多さ、底の深さ、そして国際性に驚かされる。なお、近年のロッキ研究の動向については、友岡敏明「ジョン・ロッキの政治思想」(名古屋大学出版会、一九八六)の三一—三六、三八—四一七頁や、生越利昭「ジョン・ロッキの経済思想」(晃洋書房、一九九二)の序章を参照されたい。

(5) 例えば、近年のロッキ研究の成果を吸収した友岡敏明と加藤節の両氏の業績を参照されたい。友岡・前掲(4)、加藤節「ジョン・ロッキの思想世界」(東京大学出版会、一九八七)。友岡がロッキ政治思想における「伝統的契機」を強調するのに対して、加藤は「宗教的契機」の重要性を強調する。彼らの見解は、ロッキ政治思想を近代憲法原理の正統理論と見做そうとする憲法学者一般とは一線を画するものである。なお、近年の研究動向が憲法学に提起する問題点については、拙稿「ロッキ立憲主義思想の形成(一)」早大法研論集十六号(一九九二)一—四頁を参照されたい。

(6) 例えば、今井宏「イギリス革命の政治過程」(未來社、一九八四)、柴田三千雄「近代世界と民衆運動」(岩波書店、一九八三)、水谷三公「英国貴族と近代」(東京大学出版会、一九八七)、川北稔「工業化の歴史的前提」(岩波書店、一九八三)等。これらの業績の特徴と私が考える点は、彼らがピューリタン革命を社会経済史的な階級闘争の構図で捉えることを拒絶し、ブルジョア革命としての性格を否定あるいは軽視すること、そして「生まれながらの支配者」であるジェントルマンによる支配体制の継続性を強調することである。従って、このような歴史研究の成果を尊重する限り、「イギリス市民革命が、中世的立憲主義の復活というような形式をとりながら、実はすぐれて近代的な自由主義的立憲主義を定礎したのだ」ということは、権利章典の同時代人であるジョン・ロッキの主張のなかに、よく示されている(樋口陽一「比較憲法・第三版」(青林書院、一九九二)九三頁)とするには、それ相応の慎重な歴史研究を必要とすると言えよう(例えば、水谷三公は、ロッキ政治思想の基本的特性を当時の支配的心性であったとする「シニズム」に求めているが、このような理解は樋口の様なロッキ評価を決して受けるものではないであろう。水谷・前掲・一四六頁以下。但し、王政復古期の政治状況を「シニズム」で括ることに疑問を感じるし、少なくとも『統治論』をその枠組みで理解することは歴史的に見て、正しくないと考える)。

なお関連して、戒能通厚の以下の業績も参照されたい。「イギリス近代法研究とその課題——若干の問題点の提起——」東大社研・社会科学研究究三三巻五号(一九八一)三三三頁、「イギリス近代法の多元的構造」法哲学年報(一九八八)七九頁、「イギリスにおける『公共性』論への法学

的アプローチ——その序論的考察」室井力他編『現代国家の公共性分析』（日本評論社、一九九〇）所収・四一五頁。

〔付記〕

前掲註(2)に挙げた石川武の問題提起に関連して、『統治二論』においては、'civil society' と 'civil government' という言葉が頻繁に利用されているが、本稿においては、前者を「市民社会」、後者を「世俗的政府」と訳している。'civil society' を「市民社会」と訳す(この問題性については、石川論文や福田・後掲(43)所収の「日本における政治学史研究」を参照されたい。私は「政治社会」、「公民社会」という訳の利用も考えたが、ロックにおいては「商業社会」という歴史把握が存すること(後掲註14)を参照し、更にロックは当時の時代の政治イデオロークと比較して、'people' という概念を制限的な意味で使用することによって(即ち、'people' を 'mass' と峻別することによって)、政治的主体の範囲を限定して、いこうとする指向性が弱い(Richards et al., *infra* note 47 at 40-46.))ことから「政治社会」、「公民社会」という訳語も不適切な印象を受けたため、消極的な選択として「市民社会」という訳語を使用した。従って、「市民社会」を「政治社会」=「国家」と対立する「経済社会」=「ブルジョア社会」として理解している訳ではないことを記しておきたい(但し、'civil society' が「政治社会」であることを強調して、ロック政治思想から「ブルジョア」的契機を剝脱しようとする試みには賛成しない)。なお、'civil government' については、中村恒矩の訳語(同「市場経済と認識論」宮崎輝一・山中隆次編『市場社会——思想史にみる』リプロポート、一九九二)三四頁)に従って「世俗的政府」と訳した。この訳語はロックが若き日に執筆した *Question. Whether the Civil Magistrate may lawfully impose and determine the use of indifferent things in reference to Religious Worship.* という論文(友岡敏明訳『世俗権力二論』(未采社、一九七六)に邦訳されている)から『統治二論』へと展開していくロック政治思想の形成過程(政教分離への関心の一貫性。See Laslett, *infra* note 14 at 20.) を理解する上でも適当な訳語であると判断したためである。

なお、以上の様な問題に関連した私なりの問題意識の一端を、拙稿、前掲(5)二二頁の註(20)において示してあるので参照を乞う。

II ロックの「政府解体論」の検討

『統治二論』に示されたロックの「政府解体論」は周知の議論であるとも考えられるが、叙述の都合上、一応の概観をしておくことにしよう。⁷⁾ ロックはまず始めに「政府の解体」と「社会の解体」を区別し、「社会の解体」は外敵による征服によってのみ生ずるとし、社会が解体した場合には当該社会の政府も当然に解体し各人は原初的な自然状

態に復帰すると論ずる⁽⁸⁾。それに対して、政府が解体するのは大きく分けて二つの場合である。一つは立法府が変更される場合である⁽⁹⁾。具体的には、君主が立法府の法を無視して統治する場合、君主が立法府の会合を妨げたりその自由な活動を妨害する場合、君主が恣意的に選挙制度を改悪する場合、そして、君主あるいは立法府が人民を外国の権力の支配に引き渡す場合をロッキは挙げている⁽¹⁰⁾。政府が解体する第二の場合とは、君主あるいは立法府がその信託に反して行動する場合である⁽¹¹⁾。組織された国家における最高権たる立法権も、ある特定の目的のために行動する信託の権力 (Fiduciary Power) に過ぎず、立法権が信託に違反したと人民が考える場合には、立法権さえも排除・変更する最高権を人民は留保しているのである⁽¹²⁾。

以上のようなロッキの「政府解体論」抵抗権論は、既に成就した名誉革命を理論的に正当化なるべく事後的に論じられたものとして理解されてきた⁽¹³⁾。しかしながら、現在では『統治二論』の執筆時期は一六八〇年前後の排斥法案闘争期に設定するのが通説となっており、そのため、ロッキの「抵抗権論」は、既に成就した革命を正当化するのではなくて、将来において果たされるべき抵抗を唱道・正当化することを目的としていたものと評価されるようになった⁽¹⁴⁾。この排斥法案闘争とは、カトリックへの改宗が公然たる事実となっていたヨーク公 (後のジェームズ二世) を王位継承者の地位から排除することを目的として、シャフツベリ (First Earl of Shaftesbury) を領袖とするウィッグが、「請願運動」という議会外の広範な民衆運動と連動しつつ行なった政治闘争であった⁽¹⁵⁾。そのシャフツベリの秘書的存在として、この政治闘争に深く関与していたのがジョン・ロッキその人だったのである⁽¹⁶⁾。

ダン (John Dunn) の指摘するところに従えば、排斥法案闘争期までのロッキには「抵抗権」という観念は生じていなかった⁽¹⁷⁾。従って、『統治二論』におけるロッキの抵抗権論の形成に対して、排斥法案闘争期のウィッグの実際の政治行動・政治戦略が多大な影響を及ぼしたものと推測されるのである。当初は議会において排斥法を成立させ、同時

に院外の民衆運動の圧力を背景として、国王チャールズ二世に対してヨーク公の王位継承者からの排斥を強要できると楽観していたウィッグも、チャールズの頑強な抵抗にあつて戦略の転換を余儀なくされる⁽¹⁸⁾。そして、スケジュールが上がってきたのが「武力による抵抗」であつたのである⁽¹⁹⁾。しかしながら、国教会の教義である「消極的服従」の理論は国王への抵抗を絶対的に否定するものである。従つて、排斥派のウィッグはジェントリーとの共闘を実現するべく、彼らが許容できるような「国王に対する抵抗」の正当化論を必要としたのであつた⁽²⁰⁾。アシュクラフト (Richard Ashcraft) の言葉を借りれば、『統治二論』第二論文の趣旨とは、人々が国王に抵抗することは合法的である⁽²¹⁾ことを提示することにあつたのである。

以上の通り、『統治二論』に示されたロックの「政府解体論」には、排斥法案闘争期のウィッグ・イデオロギーとしての性格があることは否定できない。しかし、同時代のウィッグ・イデオロギー達が「古来の憲制 (ancient constitution)」論に依拠することが多かつたのに対して、ロックが終始一貫して「社会契約論」という「哲学的契約論」に依拠して、イギリス史やコモン・ローに自らの立場の正当化根拠を求めることがなかつた点は注目される⁽²³⁾。なぜなら、当時の支配的な議論形式（「古来の憲制」論）を完全に排除することは、国王への抵抗を唱道するにせよ、あるいは革命を事後的に正当化するにせよ、彼の実践的目的に対して負のインパクトを持つのみであると考えられるからである⁽²⁴⁾。特に、名誉革命時において、ロック流の一貫した「哲学的契約論」社会契約論は、支配層の受け入れるところのものではなかつた事実も併せて重視したい。この点に、アシュクラフトはロック政治思想の実践面におけるラディカリズムを見るのであるが、この問題は次章に譲るとして、ここでは、何故、ロックは「哲学的契約論」に依拠した「抵抗権論」政府解体論を展開したのかについて、その理論的要請という側面から考察しておくことにする。

ロックがウィッグの支配的イデオロギーであった「古来の憲制」論、及び「原始契約論」を拒絶して、哲学的な「社会契約論」に依拠した理由として、二つのものが考えられる。その一つはピューリタン革命期にロウソン(George Lawson)が提起した「混合政体における抵抗権の論証」という問題点であり、もう一つは、ロックがフィルマー(Sir Robert Filmer)を論駁対象としていたことから生ずるものである。⁽²⁶⁾ 先ず始めに、第一の問題から考えていくことにしよう。

国王への抵抗を正当化するためには、抵抗主体が国王に対して優越すること、即ち、それが「至上権」を有することとを主張しなければならない。その抵抗主体が議会である場合には、理論上は当然に「議会主権」となり、統治機構の内部に「主権的機関」が成立してしまうことになる。⁽²⁷⁾ しかし、これでは混合政体に依拠する中世的立憲主義の理論的・制度的枠組みから逸脱してしまうことになる。⁽²⁷⁾ この問題に対して、ロウソンは統治機構の権力(personal majesty)とその基礎にある共同体の権力(real majesty)を明確に分離し、内乱において政府(統治機構)は「解体」したのであり、全権力が「共同体としての人民」に復帰したのであると説明する。⁽²⁸⁾ この様に論ずることによって、制度的枠組みとしての立憲主義(古来の憲制・混合政体)を維持しつつ、国王への抵抗権の行使を弁証することが可能とされたのである。このロウソンの見解で注目すべき点は、抵抗権の主体が、議会とは明確に区別された法的実体たる「共同体としての人民」という形で把握されている点である。そして、フランクリン(Julian H. Franklin)によれば、ロックはこの様なロウソンの「政府解体論」に、「混合政体における抵抗権の論証」という問題への解答を見出したものとされるのである。⁽²⁹⁾ 従って、ロックにおいても、抵抗権の主体は議会とは明確に峻別された法的実体としての「人民」として把握されている点を強調しておきたい。⁽³⁰⁾

次にフィルマー批判のコンテクストから、ロックの「政府解体論」形成の論理を考えてみることにしよう。排斥法

案闘争期にトリーリーの依つて立つイデオロギー的基盤はフィルマーの『パトリアーカ(Patriarcha)』であつた。⁽³¹⁾ フィルマーの政治理論が家父長主義を背景とする神権説的絶対王政擁護論であることは周知のことであらう。⁽³²⁾ そして、そのフィルマーが徹底的に排斥したのが「人間の自然的自由」という思想であつた。⁽³³⁾ その「自然的自由」という思想を批判する際にフィルマーが展開する「原始契約論」人民による同意」批判には傾聴すべき点が少なくない。以下、簡単に見ていくことにしよう。

フィルマーは、「自然的自由」とは、全ての政治権力は各人の自由な同意に基づくとする考え方であると理解する。⁽³⁴⁾ この様に全ての政治権力が「自然的自由にある人間の自由な同意」に基づいている場合、その様な政治・社会秩序は極めて不安定かつ脆弱なものたらざるを得ないとフィルマーは考える。なぜなら、人間が原始的に「自然的自由」にある以上、各人は自分自身の同意以外には拘束されないことになり、全ての市民は各人の好むままにその同意を撤回することが認められることになるからである。そして、個人の恣意的な同意の撤回が認められるとすれば、⁽³⁵⁾ 各人が自己の欲するままに全ての統治を解体することが合法的なものとして承認されることになる。又、人民の意思というものは恒常的に変化するものであつて、全員の合意の調達を厳密に行なうことは不可能であり、この様に実現不可能な事柄を以て、全人民の行為と推定することは許されなはずだとフィルマーは述べる。⁽³⁶⁾ この問題を一見周到に解決するべく、人民の為政者に対する「黙示の同意」という論法を探ることも可能であらうが、この論理に従えば、現在の主権者のほとんどは「黙示の同意」の⁽³⁷⁾ 対象として説明できることになり、要するにデ・ファクトな服従理論に墮落することをフィルマーは看破する。⁽³⁸⁾ 以上の通り、フィルマーの「自然的自由」批判は、「原始契約論」の基礎にある「人民による同意」という觀念の急所を突いた批判を含むものであつた。⁽³⁹⁾

この様なフィルマーの批判に対して、ロックは自分が敢えて「自然的自由」の立場に立つことを明言する。⁽³⁹⁾ そして、

第一論文においてロックが採用した戦略とは、複数の聖書解釈の可能性を提示することを通じて、フィルマーの神權説的絶対王政擁護論が、実は単なるデ・ファクトな服従理論に過ぎないことを暴露するというものであった。⁽⁴⁰⁾特にロックが周到に説き明かしたのは、フィルマーの議論に依拠する場合、現在のヨーロッパ（領邦国家が割拠する状態）においては、誰の権力に服すべきかが明らかにされないということであった。⁽⁴¹⁾ロックによれば、個人が何らかの統治（支配）に服従するべきであること（一般的服従義務）は、必ずしもこの統治に服従する義務までも含むものではなく、従って、人を臣民（政治社会の一員）とするためには十分ではないのである。⁽⁴²⁾そして、「自然的自由」の立場に依拠する場合には、「どの統治に服すべきか」という問題設定は「正統な政治権力とは何か」という問題へと連鎖せざるを得ない。そこで、ロックは第二論文において、「世俗的政府（Civil Government）の眞の起源、範囲及び目的について」を論ずることになるのである。

「自然的自由」に基づく議論は無政府状態を招くとするフィルマーの批判に対して、ロックが自らの政治的立場を擁護するためには、各人の同意が恣意的には撤回し得ないことを論証しつつ、それが「自然的自由」の原理と抵触しないことを明らかにしなければならなかった。この問題を解決するためには、正統な政治権力と非正統な政治権力を峻別した上で、自然法に照らして正統な政治権力に対して自ら「明示的同意」を与えたものは、その政治権力が非正統なものへと墮落しない限り、自己の与えた同意を恣意的には撤回することが許されないと論ずることが有効であろう。ロックは述べる。

「ひとたび現実の協定（actual agreement）および明示の宣言によっていずれかの国家（Commonwealth）に属することの同意を与えたものは、いつまでもその国の臣民でなければならず、ながく変わらずにそうでなければならぬので

あって、決して再び自然状態の自由に復することはできないのである。何かの災難によって彼の服する政府が解体するか、あるいは何かの公の行為によって、彼を除籍して、もうこれ以上その成員であることを認めないか、そのいずれかの場合の他は、そうなのである⁽⁴³⁾（強調は原文）。

正統な政治権力と非正統な政治権力の峻別が維持されるべきであるとすれば、「政府解体論」とそれに基づく抵抗権行使の擁護論は、正統な統治に対して服従する義務の正当化を含むことになる⁽⁴⁴⁾。宗教的に敵対するイギリス人を国民国家へと政治的に統合することが、ロック政治思想の課題の一つであったとするならば、ある特定領域を主権的に支配する政府（換言すれば、「神の国」ではなくて、まさに領邦国家としての近代主権国家）に対して人々が服従する義務を負うことの論証は、ロック政治理論にとって不可欠な作業であった。そして、その様な服従義務を導き出す上で、理論的に不可欠とされたのが正統な政治権力と非正統な政治権力の峻別という論理であり、その峻別を最終的に担保する論理が「政府解体論」であったのである。ロックがシャフツベリに率いられた排斥法案闘争期のウィッグの政治活動の理論的正当化のために『統治二論』を執筆し、彼らの行動を弁護するべく抵抗権論を書いたという歴史のコンテクストを看過することは許されないことであるが、同時に、ロックの思想形成を余りにもそのコンテクストへと還元させることによって、「政府解体論」の論理が総体としてのロック政治理論のインテグラル・パートであったことを軽視することのないように注意しなければならない⁽⁴⁵⁾。

ところで、この様に「社会契約論」に基づくロックの「政府解体論」は、名譽革命時のウィッグに受け入れられることがなかった。名譽革命期のウィッグの典拠として説明されることの多い『統治二論』が、実際には必ずしも当時のウィッグの正統理論たり得なかったのは、まさに、その「政府解体論」故であったのである⁽⁴⁷⁾。ともあれ、この問題

の検討は次章に譲るとして、ここでは、「同意」という観念とロックの政治思想の関係について簡単に検討しておくことにしたい。

ロックはホッブズと異なり、国家の建設のみならず、その通常の機能さえも被治者の同意に基づくものとしているため、ロック政治理論においては、「同意」という観念が極めて重要度の高いものとなっている⁽⁴⁸⁾。そのため、彼の言う「同意」を構成するのは、いかなる行為であるのかについての説明を求められることになる⁽⁴⁹⁾。ロックは、「確実な協約および明示の協定契約(Positive Engagement, and express Promise and Compact)によつて、自ら現実にそれに加わる以外には、人を臣民とするものは他にないのである。」⁽⁵⁰⁾として、彼の「社会契約論」が前提とする同意概念は「明示的同意」であることを明らかにしている。しかしながら、ロックが自らの言う通り、「明示的同意」という強い同意概念を一貫して使用していたかについては、それを疑問視する見解も強い⁽⁵¹⁾。例えば、マクファーンソン(C. B. Macpherson)は、ロックの契約論が曖昧であるために、土地を持たない労働貧民は財産がないので「明示的同意(=社会契約)」の主体とは想定されておらず、従つて、市民社会に従属するばかりで、決してその構成員とは考えられない⁽⁵²⁾と主張した。しかし、『統治二論』の言説をフィルマー批判の文脈で読む限り、この様な主張は支持し難いであろう。なぜなら、マクファーンソンの理解に従う場合、フィルマーが「自然的自由」という原理の虚偽性として批判した論理、即ち「黙示の同意」を、ロックが無反省にも採用しているものと推測することになるからである⁽⁵³⁾。この推測は余り説得力のあるものとは言えないであろう。従つて、フィルマー批判のコンテキストにおいて『統治二論』が執筆されたが故に、政治社会の構成員の全員の「明示的同意」を厳密に必要とする政治理論を構築することになったのだと考えることができる⁽⁵⁴⁾。

- (7) 藤原保信「ロックの契約論と革命権——政府論第九章との関連において——」飯坂良明・田中浩・藤原保信編『社会契約説』（新評論、一九七七）所収の分析が詳細であるので参照されたい。
- (8) John Locke, *Two Treatises of Government*, 2nd ed., (ed. by P. Laslett: Cambridge, 1967) II, § 211, pp. 424-425. [Hereafter cited as *Two Treatises*] 邦訳・鶴飼信成訳『市民政府論』（岩波文庫、一九六八）二二三頁。
- (9) *Two Treatises II*, § 212, p. 425. 邦訳・二二四頁。
- (10) *Two Treatises II*, § 214-217, pp. 426-428. 邦訳・二二六—二二七頁。
- (11) *Two Treatises II*, § 221, p. 430. 邦訳・二二〇頁。
- (12) *Two Treatises II*, § 149, pp. 384-385. 邦訳・一五一頁。
- (13) 例えは、H・J・ラスキ著・堀豊彦・飯坂良明訳『イギリス政治思想Ⅱ』（岩波書店、一九五八）一三三頁。『統治二論』の邦訳者である鶴飼信成も同様な説明をしてゐる。鶴飼・前掲(9)二四五頁以下。
- (14) Laslett, *Introduction to his edition of Two Treatises*, at 49-61; Maurice Cranston, *John Locke: A Biography*, (Oxford, 1985) at 208.
- (15) 排斥法案闘争のこぼれ J. R. Jones, *The First Whigs*, (Westport, Conn., 1985: 1st published in 1961) が詳しく。他に、浜林正夫『イギリス立憲革命史・上巻』（未來社、一九八一）の第一章「今井宏編『イギリス史』」（山川出版社、一九九〇）二四六—二四八頁を参照。
- (16) Laslett, *supra* note 14 at 27; Cranston, *supra* note 14 at 111-113; Richard Ashcraft, *Revolutionary Politics & Locke's Two Treatises of Government*, (Princeton, N. J., 1986) at 83-84. なお、この点については、拙稿「ロック立憲主義思想の形成(1)」早大法研論集六十三号（一九九一）を参照のこと。
- (17) John Dunn, *Locke*, (Oxford, 1984) at 28-29. 邦訳・加藤節訳『ジョン・ロック——信仰・哲学・政治』（岩波書店、一九八七）四八一—四九頁。
- (18) Ashcraft, *supra* note 16 at 290-291.
- (19) *Id.* at 313-314.
- (20) Dunn, *The Politics of John Locke in England and America in the Eighteenth Century*, in John W. Yolton (ed.), *John Locke Problems and Perspectives*, (Cambridge, 1969) at 48-51.
- (21) Ashcraft, *supra* note 16 at 332.
- (22) Thompson, *A Note on Reason and History in Late Seventeenth Century Political Thought*, 4 *Political Theory* 491 (1976) at 482; Howard Nenner, *By Colour of Law*, (Chicago, 1977) at 191-192. なお、「古来の憲制」論では、ローロックの定義するところに従えば、法、権利及び主権を含む基本的な政治問題を「抽象的な政治概念に訴えるのではなく、特定の国の既存の美定法とその背景にある慣習、時効取得(prescription)及び権威

- とらえた具体的・歴史的觀念をた訴えざる)たよつて解決しようとする試みと理解される。J. G. A. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law A Reissue with a Retrospect*, (Cambridge, 1987) at 17.
- (23) *Id.* at 46, 237; Thompson, *Significant Silence in Locke's Two Treatises of Government. Constitutional History, Contract and Law*, 31 *Historical Journal* 275 (1987) at 276, 290.
- (24) *Id.* at 277.
- (25) Ashcraft, *supra* note 16 at 319, 558-563.
- (26) 下記の二つの問題については、拙稿「ロック立憲主義思想の形成(三)」早大法研論集六四号(一九九二)で本稿よりも詳細な検討をしてい
る。
- (27) J. H. Franklin, *John Locke and the Theory of Sovereignty*, (Cambridge, 1978) at 7. 邦訳・今中比呂志・渡辺有二訳『ジョン・ロックと主権理論』(御茶の水書房、一九八〇)七一―八頁。
- (28) *Id.* at 64. 邦訳・八六―八七頁。
- (29) *Id.* at 123. 邦訳・一六四頁。今中比呂志も同様な見解を示す。同著『イギリス革命政治思想史研究』(御茶の水書房、一九七七)二九七頁。「政府解体論の形成と展開——ジョージ・ロウソンからジョン・ロックへ——」(広島法字一―卷三―四号(一九八八)一四三頁)。
- (30) Franklin, *supra* note 27 at 1. 邦訳・三頁。Ashcraft, *supra* note 16 at 305, 563, Ruth W. Grant, *John Locke's Liberalism*, (Chicago, 1987) at 119.
- (31) John Dunn, *The Political Thought of John Locke*, (Cambridge, 1969) at 77-86. Laslett, *supra* note 14 at 67.
- (32) フィルマーの政治思想を知るには、プラムナツ著・藤原保信他訳『近代政治思想の再検討Ⅱ』(早稲田大学出版部、一九七五)三〇頁以下が便利である。
- (33) Sir Robert Filmer, *Patriarcha and Other Political Works*, (ed. by P. Laslett. Oxford, 1949) at 53.
- (34) *Ibid.*
- (35) *Id.* at 217-218.
- (36) *Id.* at 225.
- (37) *Id.* at 82.
- (38) Geraint Parry, *John Locke*, (London, 1978) at 73.
- (39) *Two Treatises I*, § 6, p. 162. 又、ロックは「人は、生来、どんな政府への服従からも自由である。たとえ彼が、政府の管轄下にある場所

- に生まれたとしていられる。」（強調は原文）と述べ述べる。Two Treatises II, § 191, p. 412. 邦訳・一九二―一九三頁。
- (40) Two Treatises I, § 39-43, pp. 185-189. See Richard Ashcraft, *Locke's Two Treatises of Government*, (London, 1987) at 63. Grant, *supra* note 30 at 54.
- (41) Two Treatises I, § 78-80, pp. 217-220. See Ashcraft, *supra* note 40 at 77.
- (42) Two Treatises I, § 81, pp. 220-221.
- (43) Two Treatises II, § 121, p. 367. 邦訳・一二五頁。なお、この点に関して、『寛容書簡』においては、「もしあとになって、自分が加わった教会の教義に誤りを見いだしたり、あるいは禮拜に適切を欠く点を見いだしたならば、どうして入ったときと同様に自由に、そこを出ていけなかがあり、まじゅうか。」(John Locke, *A Letter Concerning Toleration*, (ed. by Marjo Montuori: The Hague, 1963) at 23. 邦訳・生松敬三訳「寛容についての書簡」大槻春彦編『中公バックス・世界の名著・ロック・ヒューム』(中央公論社、一九八〇)所収、二五七頁。傍点は愛敬)とロックが述べていることと比較して頂きたい。この二つの発言にうかがえる差異は、まさにロックが近代国民国家における政治権力の弁証者であった故ではないであろうか。この問題について福田敏一の以下のような指摘が示唆的である。「政治社会は所詮株式会社であることはできない。株主は持株を手放すことによって企業と絶縁できても、人民主権の理論でさえも国民の離脱権を認めようとはしない。ここに登場して近代国家に共同性を調達したのは、ほかならぬ nation という観念であった。」同著『国家・民族・権力』(岩波書店、一九八八)二二六―二二七頁。
- (44) Grant, *supra* note 30 at 54.
- (45) Locke, *supra* note 43 at 15. 邦訳・三五三頁。又、参照、加藤節『近代政治哲学と宗教』(東京大学出版会、一九七九)一三三、四三三、三四七頁。
- (46) Schochet, *Toleration, Revolution, and Judgment in the Development of Locke's Political Thought*, 40 *Political Science* 84 (1988) at 85.
- (47) Ashcraft, *supra* note 16 at 563. Richards et al., 'Property' and 'People': *Political Usage of Locke and Some Contemporaries*, 42 *Journal of the History of Ideas* 29 (1981) at 50. 契約論者の中に見出される「自然法へのモデル」は、フタヘリタン革命期の著作を連想させ、「一般の国教徒たちとフタヘリタンをゆだねられた。Straka, *The Final Phase of Divine Right Theory in England, 1688-1707*, 77 *English Historical Review* 638 (1962) at 641.
- (48) Riley, *On Finding an Equilibrium between Consent and Natural Law in Locke's Political Philosophy*, 22 *Political Studies* 432 (1974) at 448. ラスキは、ロックが「同意の原理を強調しすぎたので、契約説が破棄される段になると、これによってロックはホッブスよりも遙かに傷手を蒙った。」と評していた。ラスキ・前掲(13)一四頁。
- (49) Two Treatises II, § 119-121, pp. 365-367. 邦訳・一二三―一二五頁。
- (50) Two Treatises II, § 122, p. 367. 邦訳・一二六頁。

(51) 例えば、プラムナッツによるロック「同意論」への批判を参照せよ。プラムナッツ・前掲(32)八六、一一九、一二二頁。

(52) C. B. Macpherson, 'The Political Theory of Possessive Individualism—Hobbes to Locke—' (Oxford, 1962) at 248-249. 邦訳・藤野涉他訳『所有の個人主義の政治理論』(合同出版、一九八〇)二七四頁。

(53) Ashcraft, *supra* note 40 at 160.

(54) ロックにおいては、各人の同意が、自己の服従すべき正統な政治権力の所在を示す指標となるものとして理解されていた点が重要である。従って、「明示的同意」なしには、各人が服従すべき政治権力が確定されない(自然法だけでは領土国家を形成し得ないから)ことになり、ロックの求める「政治学の責務」(Two Treatises I, § 106, pp. 236-237)を果たせないことになる。この点については、Riley, *supra* note 48 at 435-438. を参照されたい。

Ⅲ 名誉革命とロックの「政府解体論」

これまで名誉革命を理論的に弁護した著作として評価されてきたロックの『統治二論』が、実際には名誉革命期のウィッグの正統理論とはならなかったことが、近年多くの論者によって指摘されてきている⁽⁵⁵⁾。特にロックの「政府解体論」は、ウィッグの代表的な憲制論者であるアトウッド(William Atwood)⁽⁵⁶⁾から批判されたし、友人であるティレル(James Tyrrell)からさえも決して好意的には受け入れられなかったのである⁽⁵⁷⁾。それは、ロックの「政府解体論」が持つラディカルな含意によるものであった⁽⁵⁸⁾。その点を、名誉革命期の支配的イデオロギーの文脈にロックの『統治二論』を置くことによって明らかにしてみたい。

ジェームズ二世の逃亡による名誉革命の決着は、「原始契約論」の意味を変えてしまった。例えば、ペティ(William Petty)は、「原始契約」とは「統治の起源」ではなくて、古来の憲制を遵守する旨の即位の際における国王による宣誓であると考えた⁽⁵⁹⁾。この考えに従えば、「原始契約」という觀念に不可分に連結していた人民主権的要素を切断して、革命の勃発にも関わらず、憲制(統治構造)そのものは解体することなく存続していると論じることができるのである。

(60) この様に、革命によつても政府は解体することなく存続しており、従つて、人民に権力が復帰することはないとする論理を端的に示しているのが、名譽革命期の革命正当化論の主流であつた「デ・ファクト論」である。例えば、ノッティンガム(Earl of Nottingham)は、ウィリアムを「正統な国王」と宣言することは理性や法では説明できず、要するに力によるものだとして、ウィリアムを「正統かつ合法的な統治者」として承認することを拒絶した。(61) しかし、彼は国王ウィリアムに対する「忠誠の宣誓(the oath of loyalty)」を行ない、彼の政府の大臣の地位に就いたのであつた。(62) この「忠誠の宣誓」とは、全ての官吏と聖職者に対して、ウィリアムとメアリに対する忠誠を誓うことを要求する法律に基づくものであるが、注目すべき点は、伝統的な「正統かつ合法的な統治者(rightful and lawful rulers)」という文言が脱落していたことである。この文言が抜け落ちていることによつて、忠誠を宣誓するものは、名譽革命に基づくウィリアムとメアリの即位の合法性を承認することなく、彼らが王位に事実として就いて、いるという理由のみによつて、服従することが可能となるのであつた。(63)

この様な革命政府のデ・ファクト論に強く反対したのがウィッグ急進派の人々であつた。(64) 例えば、サミュエル・ジョンソン(Samuel Johnson)は古来の先例は十六歳以上の男子全員の同意を要求すると主張した。(65) この様に市民全員による「忠誠の宣誓」を要求する主張は、名譽革命に基づく「新しい体制」への正式の同意を表明する機会を与えようとするものであり、「憲法制定権力」の觀念に関わつていくものと評価することができ(66) 彼らウィッグ急進派は、この論理を利用して、暫定議会(the Convention Parliament)を「憲法制定議会」として位置付けることにより、国王大権の大幅な制限あるいは廃止、及び国王の人民による選出を確保しようとしたのである。(67) しかしながら、彼らの要求にも関わらず、暫定議会はあくまでも通常の議会として行動し、いかなる制度改革よりもウィリアムとメアリの即位を先決事項とした。保守派ウィッグの立場からすれば、暫定議会は国王が不在であることを除けば通常の議会と同じ

であつて、歴史的に国王不在時に議會が行使することができた特別な権限を行使するのみなのである。即ち、ジェームズ二世の王権は、彼が国外に逃亡することによつて解消したかもしれないが、政府それ自体は解体しておらず、イギリスの憲制は何ら断絶することなく存続しているのである。⁽⁶⁸⁾従つて、国王不在の暫定議會には抜本的な制度改革をする権限は存在せず、又、政府が解体していない以上、新たに国民全体の「忠誠の宣誓」を調達する必要性も存在しないことになる。

『統治二論』の議論に即して考える限り、ロックは以上の様な名譽革命正当化論を拒絶していることになる。彼によれば、専制的支配者に対する抵抗が正当化されるのは、もはや政府が解体し、支配者と被支配者が戦争状態に入ったためであつた。⁽⁶⁹⁾そして、政府が解体した場合には、全政治権力は議會とは明確に区別された「共同体としての人民」に復帰することになる。⁽⁷⁰⁾従つて、ジェームズ二世が国王でなくなつたのは、彼が自発的に王位を放棄したからではなく、人民の信託に違反することと人民と戦争状態に入つた支配者が、もはや国王としての權威を有さないからである。⁽⁷¹⁾問題は事実上のものでなく、あくまで法的なものなのである。

次に「同意」の問題について考えたい。ロック政治理論において、「明示的同意」が、政治社会の形成とその正統性を論ずる上で不可欠なものであつたことは、先に論じた通りである。ところで、『統治二論』が既に成就した名譽革命を擁護する正統理論として評価されてきたため、ロックの同意論はたいへんに抽象的・観念的なものとして理解されてきた。⁽⁷²⁾しかし、前述したウィック急進派の主張との連関の中で、ロックの「明示的同意論」を読み直す時、彼の実践的な政治的主張を読み取ることも可能である。この点、ファー(James Farr)とロバーツ(Clayton Roberts)によつて紹介された、名譽革命後の早い時期にロックが執筆したとされる文書が興味深い。その中でロックは、国民全体の「忠誠の宣誓」によつて、ウィリアムの王位を合法的かつ正統なものにしようと呼び掛けるのだが、特に注目さ

れるのは、ウィリアムが軍隊と伴にイギリスにやって来た以上（『統治二論』の用語に翻訳すればウィリアムが武力による征服者である以上）、彼に対する「忠誠の宣誓」を拒むものは、ウィリアムを「篡奪者」と呼ぶことになるのだとする主張である。⁽⁷⁴⁾周知の通り、『統治二論』において、ロックは征服者も篡奪者も決して正統な政治的権威を持つことはない⁽⁷⁵⁾と論じた。ここにおいて、「忠誠の宣誓」という形での国民全体の「明示的同意」の他には、ウィリアムの支配を正統かつ合法的なものとする手段は存在しないことをロックは明言したことになる。

ロックは何故こんなにも「明示的同意」に拘ったのか。勿論、ロック政治理論において「明示的同意」が占める地位を考えれば当然であると言えるかもしれない。しかしながら、この説明はロックが名誉革命の時期に『統治二論』を公刊した理由を十分には説明しない。ロック的な「政府解体論」は、名誉革命時のウィック支配層の受け入れることのできるものではなかった。更に、『統治二論』に示された議論の多くは、ジョンソン等のウィック急進派の主張と相似する点が少なくない。この様な政治状況の中で、政治理論としての完成度のみを理由として、自らの政治的立場を疑われかねない論考を公刊したと推測することは、必ずしも説得力のあるものではないであろう。従って、ロックが「明示的同意」に固執した実践的含意は、ウィック急進派と同様に、暫定議會を国民全体の「明示的同意」に基礎付けることにより、通常の議會とは異なった権限を有する「憲法制定議會」とすることにあったと評価することができるのではないであろうか。⁽⁷⁶⁾実際、ロックは一六八九年二月八日付けの友人クラークへの手紙の中で、暫定議會が通常の議會として行動していることに不満を述べている。⁽⁷⁷⁾更に『統治二論』の本文においてロックはこう述べているのである。

「政府が解体されると、人民は、自分たちの安全と福利のために一番いいと思うように、立法府の人員や形体や、

あるいはその両方を変更することによって、従前のそれとは違った新しい立法府を作り、こうして自由に自分たちのために備えをなすのである」(78) (強調は原文)。

以上の通り、名誉革命期のイデオロギーという文脈に置く時、ロックの「政府解体論」のラディカルな含意が顕在化してくるように思われる。それは単にロック政治思想の理論的、要請であったのみならず、実践的、要請によるものでもあったのではないか、それが本稿の見解である。従って、『統治二論』に散見されるラディカルな含意(本稿の課題からすれば「政府解体論」)は、決してロックの意図に関わらず、ではなくて、ロックの意図したところに、従って、その様にラディカルな含意を有したのであって、名誉革命当時のウィッグ支配層がロック政治理論を忌避したのも、まさに彼が意図したところのラディカルな含意故だったのである。

(75) Frankle, *The Formation of the Declaration of Rights*, 17 *Historical Journal* 265 (1974), J. P. Kenyon, *Revolution Principles*, (paperback edn., Cambridge, 1990) at 1. なお、名誉革命期のウィッグ・イデオロギーと「統治二論」の関係についてのより立ち入った検討を、拙稿「ロック立憲主義思想の形成(四・完)」早大法研論集六五号(一九九三)で行なっているので参照された。

(76) Ashcraft, *supra* note 16 at 585-589; Franklin, *supra* note 27 at 105. 邦訳・一四四頁。

(77) *Id.* at 109-110. 邦訳・一四八―一五一頁。

(78) *Id.* at 105. 邦訳・一四三―一四四頁。即ち、ロックの「政府解体論」が先例として承認されれば、その後の為政者たちの違法行為を理由として、政府を再構成し、統治形態を変更する権力を、一般に人民に認めることになるからである。IVで検討するが、パークとブライスの間の論争は、まさにこの点に関わってきた。

(79) Pocock, *supra* note 22 at 231.

(80) *Id.* at 230. フランクリンによれば、ウィッグは「政府の解体」という事態を承認しようとし、又、議会とは別の法的実体としての人民に制憲権を承認することを拒絶するために、論理的・一貫性を犠牲にしたのであった。Franklin, *supra* note 27 at 99, 115. 邦訳・一三八、一五六―

一五七頁。いかに当時のウィッグが革命の正当化において「混乱」していたかを示している事件は、ウィリアムの王位を「征服論」によって正当化しようとしたことである。Thompson, *The Idea of Conquest in Controversies over the 1688 Revolution*, 37 *Journal of the History of Ideas* 33 (1977) at 42-43. ㉞ 「征服論」は、ウィッグが信奉していた「原始契約論」と決して相容れないことは明らかであるにも関わらずである。

(15) Kenyon, *supra* note 55 at 33.

(16) *ibid.*

(17) den Hartogh, *Express Consent and Full Member Ship in Locke*, 38 *Political Studies* 105 (1990) at 109.

(18) *Id.* at 110-111. なお、ウィッグ急進派に属する Goldie, *The Roots of the True Whiggism 1688-1694*, 1 *History of Political Thought* 195 (1980). を参照。

(19) *Id.* at 221, den Hartogh, *supra* note 63 at 111.

(20) Goldie, *supra* note 64 at 211-214.

(21) *Id.* at 212-215. 又、浜林・前掲(15)二〇三—二〇四頁も参照されたい。

(22) Goldie, *supra* note 64 at 210.

(23) *Two Treatises II*, § 227, p. 434. 邦訳・二二七頁。

(24) *Two Treatises II*, § 149, pp. 384-385. 邦訳・一五一頁。

(25) *Two Treatises II*, § 212, p. 426. 邦訳・二二五頁。See Ashcraft, *supra* note 16 at 558.

(26) 例えは、ロックスの「同意論」を検討の対象としたプラムナッツは、「ロックスは政治哲学者の中で最も抽象的な一人であったし、また同時に最も穏健かつ常識的な一人でもあった」と結論したのであった。プラムナッツ・前掲(2)一三二七頁。

(27) Farr & Roberts, *John Locke on the Glorious Revolution: A Rediscovered Document*, 28 *Historical Journal* 385 (1985) at 395, 397.

(28) *Id.* at 397.

(29) *Two Treatises II*, § 175-176, 197, pp. 402-403, 415. 邦訳・一七八、一九九頁。ちなみに「征服者」と「篡奪者」の違いは、前者が外国勢力によるものであるのに対して、後者は、他人が権利を持っていてる財産に手を付ける場合に生ずるものであり、法の定めによらずに（正当な権限なしに）統治権力の何れかの部分に参与することをさす。ロックスは「篡奪」を「一種の国内的征服」と呼んでいる。

(30) Grant, *supra* note 30 at 171, Ashcraft, *supra* note 16 at 592; Franklin, *supra* note 27 at 122. 邦訳・一六三頁。今中・前掲(29)「政府解体論の形成と展開」一四三頁。

(31) F. S. De Beer (ed.), *The Correspondence of John Locke*, Vol. 3, (Oxford, 1978) at 545. See Franklin, *supra* note 27 at 121. 邦訳・一六一

IV 十八世紀のウィッグ・イデオロギーと「政府解体論」

前章においては、『統治二論』に示されたロック政治思想が、名譽革命期のイデオロギー状況においていかなる地位を占めるものであったのかを検討した訳だが、その検討から明らかにされたのは、『統治二論』のラディカルな含意であった。そして、そのラディカル性は、ロックが「自然的自由」にある人間の主体的な行為（作為の論理）に政治権力の正統性を求める「社会契約論」に基づく論証に固執した（「古来の憲制」論の徹底的な拒絶）がためであり、又、理論的に一貫した形で「社会契約論」を提起したために、非正統的な政府に対する抵抗権行使が容認、あるいは唱道されることとなった。そして、人民による抵抗権行使の正当化の契機としてロックが提示した理論が「政府解体論」であったのである。この「政府解体論」は、「混合政体における抵抗権の論証」という問題を解決する上で理論的に必要とされたと同時に、フィルマーによる同意論批判を克服して「自然的自由にある人間」を構成原理とする安定的な統治を論証する上でも理論的に不可欠なものであった。更に実践面においては、シャフツベリに率いられた排斥派ウィッグの政治行動を理論的に弁護すると共に、名譽革命時の暫定議會を国民全体の合意に基礎付けることによつて、通常の議會とはその権限を異にする「制憲議會」へと転換させる上で、「政府解体論」は重大な意味を有する論理なのであった。

以上の通り、「政府解体論」はロック政治思想において（実践的にも理論的にも）重要な地位を占めるものであった。しかし、ロックの『統治二論』が支配層の間に受容されなかつた理由も、まさにその「政府解体論」にあったの

である。本章では、この点を十八世紀イギリスの政治的イデオロギーの文脈にロック政治思想を置くことによつて、更に確認することにした。但し、断るまでもないことだが、十八世紀イギリスの政治的イデオロギーを総体的に叙述する能力など、私の有するところではない。そのため、ここではロック政治思想（特に「政府解体論」）の受容という側面にのみ関心を集中することにする。ところで、この様な検討を始めるにあつて、十八世紀イギリスを総体的に把握する一応の視点を設定しておくことが便宜であろう。本稿では、松浦高嶺の「名誉革命体制」という理解を参考とすることにした。即ち、「名誉革命体制」とは、「十七世紀イギリス革命の最終的な帰結であり、『議会における国王』が統治権を掌握するという形で伝統的国制（constitution）の存続が認められながらも、議会多数派の指導者が『宮廷における議会のための大臣』兼『議会における国王のための大臣』という過度的な形態において、事実上国王の統治権を執行するという体制である。しかも十八世紀イギリスの外交・軍事あるいは経済上の必要に応じて、この政府行政権は大幅に強化されたのであるが、その反面において、議会選挙制度、地方自治制度あるいは出版制度が一種のフィードバック装置として機能することにより、『民間公共社会』の立場から強力に『政府』を監視し、統制し得る体制でもあった。そこではもはや『政府』の専制支配の再現は許されなかったが、『民間公共社会』の内部分では少数の貴族・ジェントリーの主導下に、フリーホルダー以上の土地所有階層と都市特権市民層が排他的な政治国民を構成し、それ以下の諸階層は社会的な積極的な構成分子とはほとんどみなされなかった」というような体制である。従つて、ピューリタン革命の「苦い経験」に照らして、「民間公共社会（civil society）」の自律性を確保することを目的とした「政府解体」の企てが、「民間公共社会（↓身分的な少数エリート支配）」それ自体をも解体する危険をもたらすということが、最も嫌悪されたことであつた。⁽⁸⁰⁾ここに、何故「名誉革命体制」期において、「政府解体論」がこれほどにも忌避されたのかを理解することができよう。

では、十八世紀におけるロック政治思想の受容という問題を、ディッキンソン(H. T. Dickinson)の論文に多くを依拠しながら考えていくことにしたい。十八世紀における政治的議論において最も一般的な方法は過去の証拠や経験に訴えることであつたが、イギリス史に関して言えば、それはノルマン征服、ピューリタン革命、そして名誉革命という歴史的事件であつた。⁽⁸¹⁾そして、名誉革命の評価という問題が、十八世紀イギリスにおける政治的討論の枠組みを提供したのである。⁽⁸²⁾本稿の課題からして特に注目されるのは、一七一〇年に起きたサッシエヴァレル(Henry Sacheverell)裁判事件である。⁽⁸³⁾彼は前年の十一月に、聖ポール大聖堂においてロンドン市長等を前にして説教を行つたのであるが、その中で彼は、名誉革命の事態とは調和し得ない様な「無抵抗・消極的服従」の教理を公言したのであつた。⁽⁸⁴⁾ウィッグ支配層はこのサッシエヴァレルの教説が、名誉革命の成果を転覆し、老王位僭称者ジェームズ三世を王位に就けるための行動の前触れを成すものであるとして驚愕したが、⁽⁸⁵⁾その一方では、ウィッグに敵対する主要勢力を無力化し、自己の革命観を明確に確立するチャンスであるとも言つてきた。⁽⁸⁶⁾従つて、彼らウィッグは急ぎ革命を弁護することになつたのであるが、ここで注目すべき点は、彼らが名誉革命を正当化する上で契約論にほとんど依拠することなく、又、名誉革命における「抵抗」を「過度の緊急性」の論理で説明した点である。⁽⁸⁷⁾サッシエヴァレル弾劾文は、ジェームズ二世に対する抵抗が行なわれた事実を明記してはいるが、裁判に携わつたウィッグは、名誉革命が例外的事例であることを強調し、更に抵抗が人民の放埒と混乱を招く場合には、一般的な文語で抵抗を正当化しようとする事はなかつたのである。⁽⁸⁸⁾又、抵抗権の正当化をなすにあつても、裁判に関わつたウィッグは、ロックの『統治二論』の原理に依拠することは避けた。⁽⁸⁹⁾例えば、彼らの中で最も急進的であつたとされるジェームズ・スタナップ(James Stanhope)でさえも、抵抗権論の弁証の典拠をロックにはなくて、グロティウスに求めたのであ

(90) った。この裁判に関して松浦高嶺は、「サッシェヴァレル裁判に臨んだホイッグ党政治家たちの大方の姿勢は、社会契約説にもとづく抵抗権の正当性の理論を真正面から取り上げるのを回避することによって民衆の反抗の抛り所を与えまいとした点においては、トーリー党の政治家と大差なかった」という評価をなしている。サッシェヴァレル裁判の時点において、ホイッグ支配層が依拠した名誉革命正当化論は、社会契約論という理論的根拠を故意に脱落させた「過度の緊急性・必要性」という論理であった。

一七一五年のハノーヴァー家の王位継承並びにジャコバイト反乱の不発により、自己の権力基盤を確固としたものにしたホイッグ支配層は、再び名誉革命を解釈する機会を持つことになった。彼らは自己のイデオロギー的立場をロクに依拠させることには警戒し、いったん権力については、将来における抵抗権発動の可能性を制限することに腐心した。そのため、名誉革命における「革命の原理」を余りにも制限的に理解したので、それは将来の行動に関して何らかの指針を示す原理としては全く無意味なものとなってしまった。特に注目すべき点は、ホイッグ寡頭制を擁護するイデオロギー達が、前世紀において自分たちのイデオロギーであった「古来の憲制」論を完全に放棄して、その代わりに名誉革命以前のイギリスは恒久的・常態的に専制の下にあったのであり、イギリス人は名誉革命によって自由が獲得されるまでは隷属状態にあったと論じたことである。(91) この論理に従えば、イギリス政府をその「第一原理」へと戻せとする主張は、イギリス人を完全な奴隷状態へ戻せとする主張であることになり、従って、「古来の憲制」論に依拠して現存政府を攻撃することは非合理的なものとされることになる。この新しい革命解釈はウォルポール(Robert Walpole)やボリンブルック(Viscount Bolingbroke)引退後、ホイッグ支配層の正統理論となったのであるが、この革命解釈を採用した人々の一人がヒューム(David Hume)であったとディッキンソンは評価している。(94)

一七六〇年以後は、それまでの「宮廷」対「地方」という対抗枠組みから、寡頭制対急進主義へとその対抗軸はシ

フトした。彼ら新しいラディカルは、庶民院に対する人民のコントロールをより大きくするための代表制度の改革を要求し始めたのであった。彼らは改革されていないイギリスの憲制（統治構造）は、「才能があつて勤勉な中間層（具体的にはプロテスタント系非国教徒）」の利益を正当に代表していないと感じていた。⁽⁹⁶⁾そして、彼ら急進派において、ロックの『統治二論』はかつてないほどの称賛を以て迎え入れられたのである。特にロック政治思想が、勤勉かつ合理的な財産所有者で充たされた世界のイメージに一致している点⁽⁹⁷⁾が、彼ら非国教徒急進派の心情に合致するものであつたのであろう。⁽⁹⁸⁾彼らはウィックの正統理論に反して、自然権や自然法的言説によつて、既存のイギリス政治制度・憲法実践を批判し始めた。⁽⁹⁹⁾この様な急進派による政府批判に対して、ウィック支配層は保守的な反応を示し、そこから現れてきたのが、バーク(Edmund Burke)に代表される様な「時効取得論」であつた。⁽¹⁰⁰⁾例えば、ウィリアム・ペイリー(William Paley)は、「古来の憲制」という観念を全面的に拒絶し、イギリス憲制の基礎となる理論・原理の存在を認めることは不可能であると主張した。憲制は時代の所産であり、各時代の実践的課題へのそれぞれ特殊な対応の結果であつて、統治に関する一般原理を基準として審査されるべきものではないと論じた。⁽¹⁰¹⁾ここでは、これらの「保守的憲法理論」の代表としてバークのそれを、彼の名譽革命理解を中心にして瞥見することにしよう。

バークは、「革命が行なわれたのは、我が国古来の疑うべからざる法と自由を維持するためであり、また我々にとつては法と自由に対する唯一の保証である、あの古来の政府の基本構造を維持するため」であり、「新しい政府を組織する」という観念それだけでも、我々を嫌悪と恐怖で一杯にするのに充分なのです」と述べる。⁽¹⁰²⁾そして、名譽革命の原理の一つとして、プライイス(Richard Price)が挙げた「我々自身の諸統治者を選定し、非行の場合にかれらを罷免し、そうしてわれわれ自身で統治を構成する権利」⁽¹⁰³⁾に対して、名譽革命の原理を體現する権利章典の正称が、「臣民の諸権利及び諸自由を宣言し、王位継承を定める法律」であることに注意を喚起し、⁽¹⁰⁴⁾名譽革命は世襲的な王位継承をもつ

て解決されたのであり、臣民が統治者を選ぶ権利など存在はしなかったし、又、名譽革命以前にはその様な権利が仮に存在したとしても、イギリス国民は、革命の時点でその様な権利を未来永劫に放棄したのだとバークは主張する。⁽¹⁰⁶⁾

以上の様なバークの名譽革命理解が意味するものは何であらうか。それは、名譽革命の時期に「政府の解体」が生じたことを徹底的に否定する論理である。バーク等保守派にとつては、人民に主権を付与する議論は全て、議會主権、法の支配、そして臣民の真の意味での市民的自由に対する脅威を意味した。⁽¹⁰⁷⁾従つて、「政府の解体」を含意する政治理論は徹底的に排斥されなければならなかつたのである。一方、前章で検討した通り、ロッキは名譽革命の事態を「政府の解体」として把握し、新王ウィリアムを擁する名譽革命政府に対する服従義務は新たに調達されねばならないものとした。⁽¹⁰⁸⁾この論理が、暫定議會会に対するロッキの不滿の表明となつて現われたことは前述の通りである。ここで注目されるのが、メアリの地位に対するロッキとバークの見解の相違である。周知の通り、名譽革命はウィリアムとメアリの共同統治という異例の形で収拾された訳であるが、メアリの存在は王位継承が議會の権限によるものなのか、世襲制の原理に基づくものなのかを曖昧にするものであつた。⁽¹⁰⁹⁾この点にバークは関心を集中する。即ち、暫定議會の多数派が、選挙王制を採用する意図が全くなかつたことの証拠として、バークは次の様に述べる。「だからこそ、空位になつてゐる王冠を、オレンジ公の頭上にはなくて、その妻たりジェームズ王の息女たるメアリー——彼らが異議なくその王の子供と認めたうちの最年長者——に戴かせようとまず決定したのです」。⁽¹¹⁰⁾ウィリアムの王位継承については、バークは、それが通常の世襲的継承からの「逸脱」を示すものであるとはいへ、この特殊な事例を以て一般化することは許されないとする一方で、ウィリアムの王位の受容は、決して臣民の側の自発的な選択によるものではなく、最も厳密な意味で必要に迫られたものであつたとして、要するにウィリアムの王位を「デ・ファクト論」で片付けてしまふのである。⁽¹¹¹⁾

この点に関して、ロックはバークと全く別の態度を示している。先に一瞥したファーとロバーツの編集した文書の中で、ロックはウィリアムに対する忠誠を求めのみで、メアリの名前を挙げることは一度もない。⁽¹⁵⁾特に「我々は全員、現国王(His present Majesty)に対する真摯な忠誠を誓い、そして彼の政府(His government)を心から支持しなければならぬ」とするロックの言明から当然に推測されることは、名誉革命の原理はメアリの王位継承ではなくて、ウィリアムによる王位継承にこそあったのだということである。そして、この前提には名誉革命の事態を「政府の解体」として理解する論理が確固として存在していることが理解される。この点で、ロックの政治理論及び名誉革命論は、バークよりもプライスに近いと評価することができよう。

以上の概観により、ロックの『統治二論』が十八世紀のウィッグ・イデオロギーにおいて、いかに「鬼子」的存在であったかを知ることができた。⁽¹⁶⁾我々がロック政治理論のインテグラル・パートであると論じた「政府解体論」は、ウィッグ支配層が十八世紀を通じて慎重に排除してきた原理であり、「自然的自由」に基づく社会契約論は、歴史的に成長してきたイギリス憲制に対して「抽象的な第一原理」を見出そうとする「的外れ」な営みであったのである。ところで、ロックの『統治二論』が、その執筆時、公刊時に急進的政治運動(プロテスタント系非国教徒を担い手とするもの)との親縁性・関連性を有しただけではなく、十八世紀においてさえも、ロックの政治思想を歓喜して受容した人々が非国教徒急進派であった点は興味深い一致である。さて、ロックの『統治二論』は、ロックの執筆意図にも関わらず、十八世紀の急進派に利用されたに過ぎないのであろうか。それとも、ロック政治思想の枠組みそのものにラディカルな含意があったがために、急進派がそれを利用するのは当然なことであったのであり、ウィッグ支配層が『統治二論』を忌避するのも、又当然のことであったのだと考えるべきなのだろうか。この問いに答えることは必ずしも容易なことではないが、ロック政治思想において「政府解体論」が占める位置の重要性を承認する限り(本稿

はその立場に立つ）、ロック政治思想を十八世紀の急進派が受容したのは「正統な継承」であったと評価されることになる。では何故、ロック政治思想はその様なラディカルな含意を有さざるを得なかったのか。その点に関して、ヒュームによるロック社会契約論批判を参照しつつ考えてみることにしたい。

- (79) 松浦高嶺「名譽革命体制」とフランス革命 柴田三千雄・成瀬治編『近代史における政治と思想』（山川出版社、一九七七）一五七―一五八頁。なお、当時のイギリス統治構造を検討するものとして、岡田章宏「名譽革命体制」期における統治構造（一）（二）『名古屋大学法政論集』一（一九八六）四三頁、一（二）号（一九八六）二二三頁、前田英昭「イギリス名譽革命後の憲法体制」政治学論集（駒沢大学）三四号（一九九二）五五頁。関連して、当時の支配層の実態を概観する、青木康「地域社会と名望家支配——一八世紀イギリスの地主貴族——」『シリーズ世界史』の問い5・規範と統合（岩波書店、一九九〇）所収もおおむねに示唆的である。
- (80) 松浦高嶺「十八世紀のイギリス」『岩波講座・世界歴史・一七』（岩波書店、一九七〇）二七五頁。
- (81) Dickinson, *The Eighteenth-Century Debate on the 'Glorious Revolution'* 61 History 28 (1976) at 28-29.
- (82) *ibid.*
- (83) *Id* at 33. なお、この事件の概要については、松浦・前掲(79)一五九頁以下を参照されたい。
- (84) 同上。See Kenyon, *supra* note 55 at 128.
- (85) Dickinson, *supra* note 81 at 34.
- (86) Kenyon, *supra* note 55 at 131-132. デフォー (Daniel Defoe) は「この裁判で名譽革命の有効性が審理されるのであり、革命が合法的かつ正当な行為であったことを全英国民が決定する」となるように考えた。彼は、革命の有効性を承認し、アン女王の権威が議会によるものであることを確認し、更に非抵抗の原理に基づく説教を非法法化する議案決議を要求した。関連して、Ashcraft & Goldsmith, *Loche, Revolution, Principles, and the Formation of Whig Ideology*, 26 Historical Journal 773 (1983) at 788-789. を参照された。
- (87) Dickinson, *supra* note 81 at 34.
- (88) *ibid.*
- (89) *Id* at 35. Kenyon, *supra* note 55 at 2. ユーイング支配層について、ロック政治理論の最も驚くべき特徴は、彼の抵抗権論であった、とディッキンソンは述べている。H. T. Dickinson, *Liberty and Property*, (London, 1977) at 130.

- (90) 松浦・前掲(79)一六六頁。なお、この点に関して、ハーコート(Simon Harcourt)が、主権を混合政体そのもの(国王・貴族院・庶民院)に付与することによって、主権そのものに対する抵抗は名誉革命時においてもなされなかったのである(暫定議会は、イギリス憲制は何ら断絶する事無く継続しているとした)のだから、この主張は誤りではない)から、革命の時に何らの抵抗も存在しなかったとするサッシュェヴァレルの主張は正しいと弁護した点が注目される。Dickinson, *supra* note 81 at 35; Kenyon, *supra* note 55 at 136. ロックの「政府解体論」の論理に従う限り、この様な主張が何らの根拠も有さなくなることは明らかであろう。それに対して、名誉革命期ウィッグのデ・ファクト論は、有効な反論を提供できるのか疑わしい。なお、このハーコートの弁護に対して、パーカー(Sir Thomas Parker)は、サッシュェヴァレルが、至上権への抵抗の否定を女王アンに限定していない以上、彼はジャコバイトであると非難することを以て退けた。Id. at 137. このパーカーの批判にハーコートは満足な応答をし得なかったようであるが、パーカーの批判が、名誉革命期の抵抗の有無という問題に解答を与えるものでないことだけは確かである。
- (91) 松浦・前掲(79)一六八頁。
- (92) Dickinson, *supra* note 81 at 36.
- (93) Id. at 39; Dickinson, *supra* note 89 at 140; Isaac Kramnick, Bohnbroke & His Circle, (Ithaca and London, 1992: 1st published in 1968) at 130. 「……一般にひとびとが商業社会の富々奢侈に生活の関心を奪われ始めていた時に、ひとびとの欲望を見事に操作し組織できた政権派ウィッグにとつて必要なのは、過去の賛美ではもはやなく、名誉革命体制のもたらした前例のない「富と自由」の成果を誇示し宣伝することであった。」
- (94) Dickinson, *supra* note 81 at 39, n. 40. 但し、「イギリス史(History of England)」に示されたヒュームの立場は、スチュアート期を絶対王政とする政権派ウィッグのイデオロギーに対する批判にもなっている点に注意しなければならない。この点に関して、大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』(岩波書店、一九七七)一八四頁。但し、ヒュームが政権派ウィッグのイデオロギーを批判したのは、「名誉革命体制」をより確固とした基礎に立つて擁護するためであった。同上・一五七頁。
- (95) Dickinson, *supra* note 81 at 40. 金子勝「産業革命期における教区制度の動揺——イギリス近代国家の世俗化と統治原理の転換——」東大社研・社会科学研究三五巻六号(一九八四)一一一頁。
- (96) Kramnick, *Republican Revisionism Revisited*, 87 *American Historical Review* 629(1982) at 635.
- (97) Id. at 637; Dickinson, *supra* note 81 at 41.
- (98) Kramnick, *supra* note 96 at 657, 662.
- (99) Id. at 635. なお、この時期の急進派の政治思想の概要を知るためには、半沢孝磨「フランス革命期のイギリス急進主義政治思想」(上)(下)『国家学会雑誌七四巻三二四号、七二八号(一九六二)を参照のこと。』

- (9) Dickinson, *supra* note 81 at 42. なお、当時の保守主義者の議論の概要を知るには、Dickinson, *supra* note 89 at 270-318, Schofield, *Conservative Political Thought in Britain in Response to the French Revolution*, 29 *Historical Journal* 601 (1986)を参照された。
- (10) Dickinson, *supra* note 81 at 42.
- (11) Edmund Burke, *Reflections on the Revolution in France*, in B. W. Hill (ed.), *Edmund Burke on Government, Politics and Society*, (Brighton, 1975) at 296. 邦訳・半沢孝廣訳『フランシス革命の省察』（みすず書房、一九七八）四一頁。
- (12) プライース著・永井義雄訳『祖国愛について』（未來社、一九六六）四八頁。
- (13) Burke, *supra* note 102 at 280. 邦訳・三三頁。パークは、イギリスの統治構造の下では、王権の世襲制と古来の臣民の自由と特権が不可分に連結して「*ius divinum*」を強調する。Id. at 280, 289. 邦訳・三三、三三頁。
- (14) Id. at 280-281. 邦訳・三三―三四頁。
- (15) Id. at 283-284. 邦訳・二七頁。
- (16) Dickinson, *supra* note 89 at 288.
- (17) アシントクラフトは、名譽革命の時期にロックが、「政府の解体」が生じたものと考えていたことは明白であるとする。Ashcraft, *supra* note 16 at 575.
- (18) 今井・前掲(15)二五六―二五七頁。
- (19) Burke, *supra* note 102 at 281. 邦訳・二四―二五頁。
- (20) Id. at 281-282. 邦訳・二四―二五頁。なお、ウィッグはもともとウィリアムの即位を中心に考えていたのであり、メアリの即位はトリーアの妥協の産物として考えられるべきである（今井・前掲(15)二五五―二五七頁、浜林・前掲(16)一八六頁）から、この点で、パークの名譽革命理解にはやや偏向がある。又、パークは、ウィッグの政治原理を表したものであるとしてサッシュェヴァレル裁判を評価する(Burke, *An Appeal from the New to the Old Whigs*, in B. W. Hill *supra* note 102 at 372-373)のだが、同裁判は、例えば、前掲註(8)に示したメフォアの期待を裏切るものであったのにも、極めて保守的なものであったのである。
- (21) ロックがメアリに言及しなかった着目「*liberty*」ウートンやロックが選挙王制の原理にコメントしていたものと評価する。Wootton, *John Locke and Richard Ashcraft's Revolutionary Politics*, 40 *Political Studies* 79 (1992) at 92. ロックが名譽革命時の王位継承を選挙王制の原理から理解してゐたことは、ロックの名譽革命理解はプライースのそれに極めて近いことにならう。
- (22) Farr & Roberts, *supra* note 73 at 395.
- (23) 但し、これは「政府解体論」をロック政治思想の中心の原理と理解して考察していることにもよる。「政府解体論」を外した形での

ロック受容は十八世紀のウィットゲン支配層においても盛んに行なわれていた。Kramnick, *supra* note 93 at 117-118. Dickinson, *supra* note 89 at 125-127. Thompson, *The Reception of Locke's Two Treatises of Government 1690-1705*, 24 *Political Studies* 184 (1976) at 189. しかしながら「政府解体論」を外した形でのロック受容はロックの本意に従うものではないと評価すべきではある。

(15) Ashcraft, *supra* note 16 at 114, 221, 228-229.

V 「政府解体論」の射程——ヒュームの契約論批判を参照して——

ヒュームによるロック社会契約論批判の検討に入る前に、それに関連する論点を先に処理しておくことにしたい。それは、ロック自身が『統治二論』をいかなる著作として理解・評価していたかに関わるものである。ロックは政治学を二つの領域に分けて考える。即ち、「社会の起源並びに政治権力の成立とその範囲(the original of societies and the rise and extent of political power)」に関する政治学と、「社会における人間を統治する技術(the art of governing men in society)」に関する政治学とである。そして、後者に関しては、「経験と歴史によって、特に自国の歴史を学ぶことによって、最もよく習得される」のだとロックは論ずる。それに対して、前者については、フッカー(Richard Hooker)／プーフエンドルフ(Samuel Pufendorf)等の著作を検討することを勧めるのであるが、その中に自らの著作である『統治二論』をあたかも他人の著作であるかのようにして推奨しているのである。又、別の場所においてロックは、プーフエンドルフの著作をキケロ、グロテウスと並べて推奨するにあたり、「この書物によって、……人々の自然権と社会の起源と基礎およびそこに由来する義務について教えられることになるでしょう。」と述べている。これらのロックの発言から理解できるのは、ロックが『統治二論』をプーフエンドルフの(あの詳細かつ膨大そして体系的な)自然法論と同じカテゴリに入るものと考えていたこと、そして、その性格を「社会の起源並びに政治権

力の成立とその限界」、即ち「政治権力の正統性」を考察する理論的著作として位置付けていたことである。⁽¹²⁾

では、ロック自身の『統治二論』の評価を踏まえた上で、ヒュームによるロック社会契約論批判を参照しながら、ロックの社会契約論、さらにはその「政府解体論」の理論的射程について考えていくことにしよう。ヒュームは「原始契約」、即ち「自然的自由にある人間の自由な同意」という原理は、歴史的に証明することが不可能であるとする⁽¹³⁾では、政府への服従を論証するために「原始契約（＝各人の自由な同意）」という観念が必要なのであろうか。ヒュームはそうは考えない。ヒュームは、「もしも政府に服従しなければならない義務の理由を問われたら、わたくしは、即座に、そうしなければ社会が存続できないからだ、と答える。」⁽¹⁴⁾（強調は原文）と述べる。では、忠誠の義務や誠実の義務を確立するものは何か。それは「社会の一般的利益ないし必要（the general interests or necessities of society）」であつて、それで十分であるとする⁽¹⁵⁾。そして、約束の拘束力を自然法に求めるような見解（政府に服従しなければならないのはいったんなした同意を遵守しなければならないから、とする見解。まさにロックのものは、「哲学的理論の修練でも積まない限り、この様な答えを理解したり、好んだりできる人が誰もいないことはもちろんである。」と突き放した批判をする⁽¹⁶⁾。更に、政府は始原的には暴力によつて樹立され、人民は必要性からその政府に服従したのだと論じて、人民の「自由な同意」による政治社会の建設という社会契約論の論理を明示的に拒絶する⁽¹⁷⁾。そして、各人の自由な同意なしにはその所有を侵害されることにはないとするロックの叙述を引用した上で、ヒュームはこう述べる。「人類の一般的な慣行からこれほどかけ離れた意見にならざるをえないような道徳理論が、このたった一つの王国（イングランド）だけは例外としても、他のあらゆるところで、いったいどんな権威をもつことができるかは、断言するに難くないところである⁽¹⁸⁾」。

では以下においては、いくつかの論点を拾い上げて、ヒュームの契約論批判の検討をしていくことにしよう。まず

第一に、原始契約が歴史的に存在したか否かという問題である。ロックと同時代人のウィッグ政治思想家の中には、原始契約が歴史的事実であることを確信しているものが多かった。⁽¹²⁸⁾しかし、議会の特権が「記憶以前」の時代から存続しているとした当時のウィッグの見解は、ブレディ (Robert Brady) による実証的な中世史研究によって、既に粉碎されてしまっていた。⁽¹²⁹⁾ヒュームも又、彼らの賛美する「古き良き時代」において、「人民はなにひとつ権力はなかったし、自由さえもほとんどあるいは全然なかったのである」と述べている。⁽¹³⁰⁾しかしながら、原始契約が歴史的に存在したかどうかという問題はロックの社会契約論に対する根本的な批判たり得ない。⁽¹³¹⁾ロック自身が原始契約の歴史的存在を信じていたか否かを問うことは措くにせよ、⁽¹³²⁾ロックはウィリアムに対する「忠誠の宣誓」を以て、新たに「原始契約」たらしめようとしていたからである。これは又、名譽革命の時に政府が「解体」したことを前提にして、暫定議會を憲法制定議會に位置付けようとしたロックの主張の中にも示されている通りである。⁽¹³³⁾

次に問題としたのは、政治的支配は一人の人間が多数の人間の上に立つことになる戦争状態に始まり、戦争の長期的継続によって人々の服従が習慣付けられたとするヒュームの主張⁽¹³⁴⁾についてである。この様なヒュームの歴史認識は、ロックやプーフENDORFといった自然法論者よりも事実⁽¹³⁵⁾に即したものであると評価することも可能であろう。⁽¹³⁶⁾しかし、ロックにおいても「家族から国家へ」という政治社会形成史の論理が存在し、その過程において、⁽¹³⁷⁾対外戦争におけるリーダー・シップの要請が政治的服従を導き出す上で重要な役割を果たすことが承認されている。但し、⁽¹³⁸⁾ロックによれば、その様な権力も被支配者の「明示的同意」がない限りは「正統な政治権力」たり得ないとされるのである。⁽¹³⁹⁾そして、注目される点は、ロックにおいては社会契約による政治社会形成という周知の論理と、上述の如き「家族から国家へ」という形での政治社会形成の論理が併存しているのだが、イギリスの様な商業社会段階においては、社会契約に基づく政治社会形成のみが経験に照らして合理的であるとされることである。⁽¹⁴⁰⁾ここで、ロックとヒューム

の論理構成の差異に注意を喚起しておきたい。ヒュームによれば、歴史と経験に照らして、被支配者の「自由な同意」原始契約」によって成立した政府など存在しないから、契約論は非現実的な理論たらざるを得ないとされる。⁽¹³⁾ それに対して、ロックにおいては『統治二論』第二論文の目的たる「社会の起源並びに政治権力の成立とその限界」、即ち「政治権力の正統性」を理論的に問う過程において、「自然的自由」にある人間の自発的な合意を意味する「社会契約論」が必要とされ、彼の政治理論の根本原理とされる。他方、「家族から国家へ」という政治社会形成史を歴史的事実として一応承認しつつも、商業社会における私人の財産所有の増大とそれに伴って為政者と人民との間に生ずる利害の不一致が、経験知によって蓋然的に理解されるが故に、商業社会段階にあるイギリスにおいては、「明示的同意」に基づく政府の他は正統性を要求し得ないと論証されることになるのである。⁽¹⁴⁾

第三に、この「政治権力の正統性」という問題に関連して、「誰に服従すべきなのか」という点に対する両者の態度のコントラストが興味深い。フィルマーを批判する文脈においてロックが強調したのは、フィルマーの議論では、誰が政治権力を持つべきであるのかを確定できないという点であった。⁽¹⁵⁾ 誰の権力に服従すべきかを告げることのない政治理論は、単なるデ・ファクトな服従理論であって、デ・ファクトな服従理論は「力は正義なり」という論理へと不可避免的に墮落せざるを得ない。この様に「正統な政治権力」の所在を明確化することが出来ず、従って、市民社会の平穩を害することになる見解は、ロックの立場からすれば、政治理論と呼ぶには値しないものであった。⁽¹⁶⁾ 他方、ヒュームは「誰に服従すべきなのか」という問題に対して、これは政府に対する一般的服従義務の問題よりは不確実で曖昧であるとしながらも、「このような場合には、現在王位を所有していることが無視できない権威をもつ。なぜなら、そうでなければ、すべての革命や政体の変革にもなう無秩序が生ずることになるからである。」と述べて、結局は一般的服従義務の問題へと解消してしまうのである。ヒュームは、何らかの統治に服従する義務は、この統治に服従

する義務を確立するのに十分ではないことを認識しつつも、一般的服従義務にとつて、無秩序の脅威が決定的要因であるので、「誰に服従するべきか」という問題を一般的な服従義務の問題へと解消しても、たいした差異は生じないと信じていたのであつた。⁽¹⁴⁾

以上、ヒュームの契約論批判に関連して、ロックとヒュームの政治理論を比較対照してきた。この様なヒュームの政治理論を「科学的ウィッグ主義」と呼び、政治理論を経験化し、学問的に高度なものとしたという評価も可能であろう。⁽¹⁵⁾ フォーブス(Duncan Forbes)によれば、ヒューム政治理論の特徴とは、党争と反政府分子の存在故に、望ましいほどには安定するに至っていない社会を確固として安定させるべく「中庸化」を促進するために、党派、偏見、縁故関係等から超越することによつて、イギリス政治に経験主義的方法論、科学、そして哲学の影響を与えようとすることにあると評価されるのである。⁽¹⁶⁾ しかし、ヒュームによつて推し進められた政治学の「経験化」によつて失われた(少なくとも軽視されるようになった)点があつたことも看過し得ない。それは「政治権力の正統性」を問う視座である。ここで、前述したロックの政治学二分法に戻ることにはしたい。ロックは政治学を「社会の起源並びに政治権力の成立とその範囲」を対象とするものと、「人々を統治する技術」を対象とするものに分けた。この二分法に従う時、ヒュームの政治理論は概ね、後者のカテゴリーに入るものと評価できるであろう。ロックは、後者に関しては、歴史を研究することが最も正しい方法であると述べた。ヒュームはまさに歴史を研究することによつて、彼一流の政治理論を構築したのであつた。しかしながら、我々が思い出さなければならぬのは、ロック自身は『統治二論』を決して後者のカテゴリーに入れてはいなかったという事実である。ロックは明確に『統治二論』を「社会の起源並びに政治権力の成立とその範囲」を考察対象とする政治理論書として理解したのである。従つて、経験的・歴史的に見て不合理・非現実的であるという理由だけで、ロックの「社会契約論」を排斥することは、少なくとも、ロックの本意

を汲むものではない。

しかしながら、「社会の起源並びに政治権力の成立とその範囲」というロックの問題設定そのものが無意味であるとしたら、ヒュームによるロック社会契約論批判は全く正当なものであることにならう。ヒュームは述べる。「およそ、我々がたまたま住む国土に樹立されていると見出される統治組織に静かに従服して、その起源すなわち最初の樹立の研究に好奇心を尖らせすぎないこと、これほど慎慮と道徳とに適合する根本原則はない」⁽¹⁴⁷⁾。本稿の関心からする限り、ヒュームによるロック批判の多くは、「政治権力の正統性」を根底的に問う思考態度への批判を表すもののように思われる。そして、ヒュームが「政治権力の正統性」というロックが課した問題設定を拒絶した理由は、要するに抵抗権を一般的・抽象的に論ずることの是非という点に収斂するのではないか。⁽¹⁴⁸⁾勿論、ヒュームも人民の抵抗権を完全に否定することはしない。ヒュームは言う。「いつも忠誠の義務をしつかりと堅く守り、かりにそれを破棄するにも、それを国家社会(the public)が暴力と圧制のために最大の危険に瀕した絶望的な場合の最後の避難所と考えるような人びとに、わたくしはつねに味方するものである」⁽¹⁴⁹⁾。ディッキンソンも言う通り、「宮廷派」のウィッグとしても、自己の権力が名譽革命とハノーヴァ家の王位継承に負っている以上、最後の手段としての専制に対する人民の抵抗権の正当性を完全に否定することはできなかった。⁽¹⁵⁰⁾但し、彼らウィッグは、抵抗権を一般的・抽象的に論ずることを拒絶したのである。⁽¹⁵¹⁾この点、ヒュームも同様である。ヒュームの立場は、政府の存在は人間の繁栄にとって必要である一方、その解体はカオスを引き起こすために、政府の安定性は確固として保護されねばならず、従って、現在の主権者は、極端な圧政の場合を除き、正統な主権者として承認されねばならないとするものであった。⁽¹⁵²⁾抵抗は人々が最高度の危険に瀕している場合に自然発生的に生ずるものであるが故に、それは個別の事例ごとに事後的に正当化されるに過ぎないのであり、抵抗が正当化される根拠を理論化・一般化する試みは愚かであるのみならず、危険な営みである

と評価されるのである⁽¹⁵⁾。

では、この様にロックの「政府解体論」を強硬に拒絶したヒューム自身のイデオロギーとはいかなるものだったのか。ディッキンソンはヒュームの名誉革命解釈を十八世紀中頃に急進派からの攻撃を受ける以前のウィッグ支配層の正統理論の中に位置付けている⁽¹⁵⁾。即ち、それまで常態的に隷従の状態にあったイギリス人が、名誉革命によって初めて自由を獲得したとする解釈である。勿論、ヒュームの政治理論を当時のウィッグ正統理論の中に埋没させてしまう愚は避けなければならぬ。特にヒュームが名誉革命以降のイギリス社会を「自由な社会」として描くことができたのは、同時代人からは傑出した「文明社会の把握」、「商業社会論」をその背景に有していたからである⁽¹⁵⁾。但し、ヒュームの政治的イデオロギーを、彼の政治理論の「先進性」からのみ理解することも又正しくはあるまい。特に、王権の官職の提供 (Sautonage) による買収とそれによる庶民院議員の従属 (↓腐敗) を、混合政体の維持にとって不可欠かつ構造的に内在するものとして肯定的に評価したヒュームの立場は止目されて然るべきであろう⁽¹⁵⁾。なぜならポリンブルックを始めとしてウォルポールによる寡頭制支配を批判した論理が、官職付与による政府の腐敗であったからである。特に十八世紀以降、国王による官職付与の機会が増大し、スチュアート期の国王大権にも匹敵すると言われる⁽¹⁵⁾。時代において、その官職付与による政府の腐敗を容認したヒュームの政治的立場のイデオロギー性を看過することはできない⁽¹⁵⁾。更に、ヒュームの政治論における「政治家」の地位も気になるところである⁽¹⁵⁾。というのも、松浦高嶺の「名誉革命体制」の定義にあつた通り、議会多数派の指導者が「宮廷における議会のための大臣」兼「議会における国王のための大臣」という二重の性格をもつて、事実上国王の統治権を行使するという体制に相応しい「政治家像」を示したものの様に思われるからである⁽¹⁵⁾。この点に関連して、商工業階級の興隆を肯定的に理解しつつも、彼らの政治的資質に疑問を呈し、政治的主体として大土地所有貴族とジェントリーを擁護する点も、ヒュームが「名誉革命体制」

の擁護を自らの課題としていたことを推測させるものである。⁽¹⁶²⁾

又、ヒュームのイギリス憲制論が、あくまでも「混合政体論」として、即ち、政治社会全般の基礎構造として理解されているのに対して、ロックの「制限政体論」が狭義の意味での政府の機能的分割に主眼が置かれている点も見逃せない。⁽¹⁶³⁾この点は、ヒュームが名誉革命の事態を「混合政体」に特有な現象として説明しようとする⁽¹⁶⁴⁾（この議論の前提として、統治構造の存続が前提とされている）のに対して、ロックが「政府の解体」を理由とする人民の抵抗権の行使から説明することに見られる両者の議論の仕方の違いに如実に示されている。従って、ロック政治理論の枠組みにおいては、憲制（統治構造）そのものの形態のみに政治権力の正統性を求める見解を採用することはできず、人民の同意（社会契約）という契機が不可欠なものとしてビルト・インされているのである。⁽¹⁶⁵⁾そのため、政治的服従の究極原因としての「社会契約」をロック政治理論から取り去ることは、その理論的枠組みの全体を崩壊させることであり、「社会契約」を維持する以上、「政府解体論」並びに抵抗権の一般弁護論は不可避免的に随伴することとなる。

以上の様に、ヒュームとロックの政治理論を比較する時、我々が気づかざるを得ない点は、ロック政治理論の「規範的性格」についてである。⁽¹⁶⁶⁾これは勿論、ロックの経済社会の再生産過程に関する分析の未熟さにその原因を求めることも可能であり、その見解の正しさは疑うべくもない。⁽¹⁶⁷⁾但し、ロック政治思想とは、「自然的自由にある自律的個人が、何らかの権力に服従しなければならないとすれば、その正統な政治権力とはいかなるものであるのか」という問題を規範的に論じたものであるということが許されるであろう。この理解は、ロック自身による『統治二論』の評価と一致するものであると考えられるのである。そして、ロックの「政府解体論」の射程として本稿が評価したいのは、既存の統治構造の道徳的基礎を根底から問い直すこの論理である。十八世紀のウィッグが受容することのできなかったロックのラディカルな含意は、具体的には彼の抵抗権論（＝政府解体論）に示されていたが、その本質は彼の

政治理論の問題設定そのものにあつたのである。そして、「自然的自由にある自律的個人が、何らかの権力に服従すべきであるとすれば、その正統な政治権力とはいかなるものか」というロックの問題設定のラディカルな含意が、プライスやペイン(Thomas Paine)といった十八世紀後半の急進派へと継承されていくのであり、彼らのロック受容は、「名誉革命体制」期のイデオロギーたるロック政治思想の「曲解」によるものではなくて、まさにロック政治思想の「正統な継承」であつただと評価することができるのではないであらうか。

- (116) Locke, *Some Thoughts Concerning Reading and Study for a Gentleman*, in J. L. Axtell (ed.), *The Educational Writings of John Locke*, (Cambridge, 1968) at 400.
- (117) *ibid.* ロックは「いかにあつたかということから、本来いかにあるべきかを結論したところまで、到底強い力をもち得ない」と述べて、「経験と歴史」は「政治権力の正統性」を論ずる際の最終的權威たり得ないことを論ずる。『Two Treatises II, § 103, p. 354, 邦訳・一〇六一―一〇七頁。』
- (118) Locke, *supra* note 116 at 400.
- (119) ロック著・服部知文訳『教育に関する考察』(岩波文庫、一九六七)二八九頁。
- (120) 私自身は、プーフエンデルフの『人間と市民の義務について』(De officio hominis et civis juxta legem naturalem libri duo)』を英訳で読んだのみであるが、彼の自然法の内容に関する叙述は、例えば、正当防衛の範囲、契約、先占、相続、危険負担、刑罰論、国際法というように「網羅的」とも言える事項にわたつてゐる。又、参照、ウィーアッカー著・鈴木祿弥訳『近世私法史』(創文社、一九六二)三七―三九頁以下。一方、ロックが『統治二論』で展開する自然法の内容は比べようもなく単純(貧困?)なものである。ロックが自然法の内容についてのリストを挙げないことについて、ラスレットは「型破りな(unconventional)自然法論者」と呼び、ホプズよりも自然法のリストについては無関心であると述べている。Lastlett, *supra* note 14 at 97, n.
- (121) Grant, *supra* note 30 at 21-22.
- (122) Hume, *Of the Original Contract*, in David Hume, *Essays, Moral, Political, and Literary*, Revised Edition, (ed. by Eugene F. Miller: Indianapolis, 1987) at 470-471. (ビュームの『道徳政治論集』からの引用については、エッセイの題名の後に本書・ミラー版の頁を提示する)とによつて引用する) 邦訳・田中敏弘訳『ビューム政治経済論集』(御茶の水書房、一九八三)二四四―二四五頁(同訳を利用する場合は「田

中訳として示す）。又、ヒュームによる社会契約論批判に関して、塚田富治「社会契約思想の批判者ヒューム」飯坂良明他編『社会契約説』（新評論、一九七五）所収を参照のこと。

(13) *Id.* at 481. 田中訳・二五六頁。

(14) *ibid.* 田中訳・同上。

(15) *Id.* at 471, 481-482. 田中訳・二四五、二五七頁。

(16) *Id.* at 468-469. 田中訳・二四二頁。

(17) *Id.* at 486-487. 田中訳・二六二頁。ヒュームが原始契約論批判において、ロックの論理を相当に歪曲しており、又、ロックに見られた「世俗政府(Civil Government)」に関する規範的アプローチを全く拒絶してしまっていることバリーは評価している。Parry, *supra* note 38 at 150. なお、ヒュームによる原始契約批判はロック政治思想との関係について、Riley, *supra* note 48 at 440-441.

(18) Thompson, *supra* note 23 at 286.

(19) Pocock, *supra* note 22 at 204-220. なお、十八世紀のイデオロギー闘争において、ウィックが旧トーリーのブレディの歴史等に依拠しボリンブルック等が旧ウィック流の「古来の憲制」論に訴えたことを、多くの論者が興味深い現象として指摘している。例えば、Kramnick, *supra* note 93 at 127. 大野・前掲(94)一五四頁。

(20) Hume, *Of the Coalition of Parties* at 497. 田中訳・二七六頁。

(21) Parry, *supra* note 38 at 102. See Resneck, *Lache and the Rejection of the Ancient Constitution*, 12 *Political Theory* 97 (1984) at 108-112.

(22) ロックは「歴史の示す限りは、明らかに、一切の、平和的に始まった政府の起源は人民の同意によったものであることを、われわれは結論する理由をもつてゐる。」(強調は原文)と述べている。Two Treatises II, § 112, p. 362. 邦訳・一七頁。又、ロックは政府が「祖先の同意」に基づくという場合を想定した議論をする。Two Treatises II, § 191, p. 412. 邦訳・一九三頁。トムソンは「ロックが「原始契約」の歴史的存在を信じていた」とする。Thompson, *supra* note 23 at 291.

(23) 但し、ロックが「絶対王政は市民社会と相容れなく」とする点(Two Treatises II, § 90, p. 344. 邦訳・九一頁)は、実際上、やや困難な問題を提起する。ヒュームは「ロックのこの主張を明示して批判してゐる(Hume, *Of the Original Contract*, at 486-487. 田中訳・二六二頁)し、彼によれば、啓蒙化された絶対王政は「自由な政府」ではないかもしれないが、彼の「市民社会」の目的である「正義」の要件を充たすものなのである。この点については「市民的自由について」のなかのフランスに関するヒュームの見解を参照のこと。Hume, *Of Civil Liberty*, at 90-95. 邦訳・小松茂夫訳『市民の国について』(岩波文庫、一九八二)一〇三―一二二頁(同訳を利用する場合は「小松訳」として示す)。又、同様な指摘をするものとして、Duncan Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, (Cambridge, 1975) at 153.

ヒュームの批判の趣旨とは、「明示的同意」がない限り、いかなる政府も正統たり得ないとすれば、世界中の全ての政府の正統性が失われることになるであろうというものであった。ロックが過去には一つの「正統な政府」も存在したことがないと論ずる意図でもない限り、被治者がその政府の起源あるいは同意の意味に気づいていないけれども、「同意に基づいた政府」が存在したのだと論ずることになる。しかし、この「真の同意」が、実際上は「黙示の同意」と区別できないのであれば、ロックはフィルマーの「原始契約論批判」に、何らの対処もなさなかったことになる。この点に関して、Grant, *supra* note 30 at 126, 156. 確かに「同意論」に関して、ロックに曖昧さが残るのは否定し難い事実であるが、そのことを以て、ロックが既存の政治・社会秩序を合理化するために、意図的に曖昧な「同意概念」を使っただとする立場を本稿は採らない。See Ashcraft, *supra* note 40 at 119.

なお、「絶対王政は市民社会と相容れない」とするロックの見解に戻ると、ロックは「法の終わりと、専制がはじまる」(Two Treatises II, § 202, p. 418. 邦訳・二〇三頁、強調は原文)と述べている様に、合法的な政治権力と専制権力は規範的に峻別されているため、ロック政治思想においては、理論的要請から「絶対王政は市民社会と相容れない」と論ずる他ない。この様なロック自身の問題の他に、ロックが『統治二論』を執筆したコンテクストを視野に取めると、ロックの発言の具体的意味が明瞭となるのではないであろうか。ポーコックの指摘するところによれば、排斥法案闘争期には、カトリック信者たる王位継承者(ジェームズ二世)は、彼が教皇に服従しているという理由により、プロテスタントの臣民との「契約」を締結することができないため、その統治は「征服者としての統治」たらくるを得ないとされた。Pocock, *supra* note 22 at 300. ロックが『統治二論』において、「専制をとり入れるのに容易なような宗教が……いそいで優遇せられ……」(Two Treatises II, § 210, p. 423. 邦訳・二二二頁)と述べて、明示的にカトリックを排斥・非難している点と重ね合わせると、ポーコックの指摘するコンテクストは、ロック政治思想における「専制」観念の形成にある程度の影響力を及ぼしたのではないかと推測される。

(13) Hume, *Of the Original Contract* at 468-469. 田中訳・二四二頁。do. *Of the Origin of Government*, at 39-40. 小松訳・一六一頁。

(13) 田中敏弘『イギリス経済思想史研究』(御茶の水書房、一九八四)八五頁。

(13) Two Treatises II, § 105-108, 110, pp. 354-358, 359-360. 邦訳・一〇七―一二一、一二四―一二五頁。

(13) Two Treatises II, § 106, 112, pp. 355, 361-362. 邦訳・一〇九、一一六―一二七頁。

(13) Two Treatises II, § 111, pp. 360-361. 邦訳・一一五―一六頁。See Ashcraft, *supra* note 40 at 147.

(13) Hume, *Of the Original Contract*, at 470-471. 田中訳・二四四―二四五頁。

(14) 田中正司は「ロックは「家族から国家へ」という歴史的事実を承認しつつも、「個人支配」の経済的基礎を明らかにすることを通じて、商業の発達に伴う所有の増大こそが、同意に基づく社会形成の根拠である」ことを明らかにしたとしている。同著『市民社会理論の原理』(御茶の水書房、一九七九)一九三頁。この点『利子・貨幣論』(Some Consideration of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of

- Money)』において、鉦山に恵まれていない国が富裕になるには征服か通商(Commerce)しか方法がないが、現在の環境の下で征服によって富裕化するのを考えるのは愚かであり、「商業は(Commerce)それゆゑ富裕になるためにも、はたまた生存の維持のためにも、われわれに残された唯一の道である。」とロックが述べているのが興味をひく。John Locke, *Locke on Money*, Vol. 1, (ed. by P. H. Kelly, Oxford, 1991) at 222-223. 邦訳・田中正司・竹本洋訳『利子・貨幣論』(東京大学出版会、一九七〇)一七頁。
- (141) *Two Treatises I*, § 106, pp. 236-237.
- (142) *Two Treatises I*, § 81, pp. 220-221.
- (143) Hume, *Of the Original Contract*, at 486. 田中訳・二六一頁。ヒュームは、ウィリアムの即位についても、同様な議論を使って片付けてしまう。David Hume, *A Treatise of Human Nature*, 2nd edn., (ed. by L. A. Selby-Bigge and revised by P. H. Niddich, Oxford, 1978) at 506. 邦訳・大槻春彦訳『人性論(四)』(岩波文庫、一九五〇)一七二—一七三頁。
- (144) Buckle & Castiglione, *Hume's Critique of the Contract Theory*, 12 *History of Political Thought* 457 (1991) at 465.
- (145) Forbes, *supra* note 133 at 139-140. 又、塚田・前掲(83)二六三頁。
- (146) Forbes, *supra* note 133 at 136. 又、参照：田中敏弘『ヒュームとスコット対カントリー論争』同著『ヒュームとスコットランド啓蒙』(見洋書房、一九九二)所収・六六—六七頁。
- (147) Hume, *supra* note 143 at 558. 邦訳・一六一頁。
- (148) 「抵抗が許されざるような場合を全部列挙しなうと切望し、それに熱中したりするほど、本末を顛倒した事もないであらう。」とヒュームは述べている。Hume, *Of Passive Obedience* at 490. 田中訳・二六七頁。又、参照：田中(秀)・前掲(83)一一五頁。この点に関して、ウィッグの政治原理として、ヒュームが何故ロックを批判の俎上にしたのかは考察するに値する問題であらう。ヒューム自身は、ロック哲学・政治思想が知識人の中で權威的地位を占めているものと理解していた。Hume, *Of the Parties of Great Britain*, at 614. 小松訳・一九六頁。しかし、我々が検討した通り、「政府解体論」に焦点を合わせる場合には、ロック政治思想は「名譽革命体制期」の正統理論とは呼び難いものであったという事実を勘案すると、ヒュームがロック政治思想を「政治的服従」の問題、即ち「抵抗権」と密接に関わる問題において取り上げたことは、ヒュームの実践的意図の在処を推測させるものである。この説明として、次の二つが説得力を持つ。一つは、フォーブスによる説明である。即ち、神権説と消極的服従の原理は、市民社会の安定の要請に対して、もはや脅威たり得ず、従って、契約論が批判の矛先となった訳であるが、ヒュームはウィッグのみならず、ジャコバイトをも批判していたとする理解である。Forbes, *supra* note 133 at 93-94. ホリンブルックを始めとして、反ウォールポール派が、ロック政治思想に依拠することが少なくなかったことを考えると、敢えて、ロックにウィッグの革命原理を代表させた上で、それを論破することは、ヒュームが望んでいた「党派の歩み寄り」を実現するために、極めて有効な理論的作業であったとも言えよう。もう一つは、

前述したベティ流の「古来の憲制」論に依拠する契約論は、人民と議会の区別を維持し、「政府の解体」という観念を拒絶するが故に、ロックの「社会契約論」ほど脅威的ではないと、ヒュームが考えたことである。Buckle & Castiglione, *supra* note 144 at 471-472. 従って、理論的側面からすれば、一般的・抽象的抵抗権論を粉砕するために、実践的側面からすれば、ロック政治思想を「解体」させることで原理に基づく党争を抑止して、支配層内部の安定化・中庸化を確保しつつ、更に、支配層外部の反政府勢力の理論的根拠を奪うことに、ヒュームのロック政治思想批判の本意があったと、本稿は理解することにした。

(149) Hume, *Of Passive Obedience*, at 490. 田中訳・二六六頁。

(150) Dickinson, *supra* note 89 at 128.

(151) *Id.* at 131.

(152) Buckle & Castiglione, *supra* note 144 at 469. ヒュームは「じつをい、政府の全面的な解体ほど恐ろしい出来事はない。というのは、そこでは群衆に自由が与えられ、新政府の決定や選択は、人民全体の数にほぼ近い数に――なぜなら、それは人民の全体に及ぶことはありえないから――依存するからである。」と述べている。Hume, *Of the Original Contract* at 472. 田中訳・二四六頁。又、大野は、ヒュームが共和政体を最良としたのは明らかであるが、党争によって市民社会が危険に瀕するならば、絶対王政の方が好ましい現実的な選択であると考えていたと評価する。大野・前掲(94)一〇六頁。

(153) Buckle & Castiglione, *supra* note 144 at 469. なお、この点に関連して、ヒュームは名誉革命の事態を正当化するために、抵抗権に関する自らの一般原理とは異なる抵抗権論を展開している点が興味をひく。Hume, *supra* note 143 at 563-564. 邦訳・一六八一七〇頁。この点について Forbes, *supra* note 133 at 97-101. を参照。又、大野・前掲(94)二五二―二五四頁も併せて参照されたい。

(154) Dickinson, *supra* note 81 at 39.

(155) 佐々木毅「ヒュームと公共精神の問題」思想七六〇号(一九八七)四頁、特に八頁以下。

(156) Hume, *On the Indispensability of Parliament*, at 45. 小松訳・一六八頁。この点、ロックは國王が官職付与を利用して議会に影響力行使することを厳しく批判する。Two Treatises II, § 222, p. 431. 邦訳・二二三頁。

(157) Dickinson, *supra* note 81 at 38. 又、参照、バーナード・ベイリン著・田中和か子『アメリカ政治の起源』(東京大学出版会、一九七五)三七―三八、六一頁。

(158) Dickinson, *supra* note 81 at 38.

(159) Krannick, *supra* note 93 at 123.

(160) 羽鳥卓也『市民革命思想の展開・増補版』(御茶の水書房、一九七六)一七一―一八頁を参照。羽鳥は、「ヒュームにおいては政治家は人間の

利己心を導通しつつ社会の富裕と福祉を実現するために不可欠な存在と看做されたのである。政治家を俟たずしては社会の富裕と福祉は実現されない、政治家こそ万能である。ヒュームの国家論を支える思想はほぼこのようなものであった。」としている。但し、羽鳥のヒューム理解・イデオロギー批判は、A・スミスとの対照性を強調しすぎており従えないとする見解もある。常行敏夫「ヒュームの経済理論と社会理論」専修経済学論集一〇巻二号（一九七六）一三五頁。

(161) 松浦・前掲(79)一五七頁。

(162) Hume, *Of Public Credit*, at 357-358. 小松訳・一四四—一四五頁。参照、大野・前掲(94)一〇〇—一〇一、一一九頁、ライトソン著・中野忠訳「イギリス社会史」(リフポポート、一九九二)三八—三九頁。「ヒュームは名誉革命以降の現実の中で、混合政体が既成事実化してきた慣行を何よりも尊重して、その安定を二大党派間のバランスの維持によって保とうとしたのである。」星野彰男「ヒュームとスミス」斎藤繁雄・田中敏弘・枝下隆英編『テウィッド・ヒューム研究』(御茶の水書房、一九八七)所収、二二三頁。

(163) ベイリンは、立法・司法・行政という機能的な統治諸部門の分立という観念(三権分立論)は、一六六〇年以降、完全に「混合政体論」の理念に吸収されてしまったのであり、十八世紀のイギリス人が、その自由の砦として称賛したのは、決して「機能的分立論」ではなく「混合政体論」であったと述べている。ベイリン・前掲(157)二六一—二七頁。M. J. C. Vile, *Constitutionalism and the Separation of Powers*, (Oxford, 1967) at 96-97. も同旨の指摘をしている。それに対して、ロックは「政治社会の解体」と「政府の解体」を区別することによって、統治制度そのものを社会の基礎構造とする「混合政体論」的見方を克服し(Two Treatises II, § 211, p. 424. 邦訳・二二三頁)、統治構造内部の諸権力を立法権、執行権、連合権というように、機能的な理解を示している。Two Treatises II, § 134-148, pp. 373-384. 邦訳・一三五—一五〇頁。又、参照、加藤節「人間と政治——ジョン・ロックからの視点——」世界五二六号（一九八四）八八頁。

(164) Hume, *supra* note 143 at 563-564. 邦訳・一六八—一七〇頁。

(165) アシュクラフトの言葉を借りれば、ロック政治思想において「正統な政府」の基準は「明示的同意」のみでは足りず、立憲政体であることが存在しない限り、その政府は正統たり得ないのである。Ashcraft, *supra* note 40 at 165. 従って、逆の言い方をすれば、例え立憲主義政体であるとしても、各人の「明示的同意」を要求されるのである。

(166) 福田歓一は、ロックの政治思想を「自然権的自然法を支点とする立憲主義の転換」と評価し、社会契約論が政治権力の正統性の弁証論の役割を果たし、立憲主義的政体論・三権分立論が、自由の保障の為に機構論としての役割を果たしたとする。その上で、ロック以降のイギリス政治思想が、ロックの前者の側面を欠落させ、単なる機構論へと転換して行ったことをもって、体制そのものを問う主体の論理、権力の道德的基礎を根底から問い直す論理が失われていったと評価している。同著『近代政治原理成立史序説』(岩波書店、一九七二)一三五—一三七頁。ロック政治思想が規範的性格を持たざるを得なかったのは、「政治権力の正統性そのものを問い直す論理」を内包しているが故に、常に既存の政治権

力に対する批判理論として機能する可能性を維持しているからであった。一方、ヒュームは「政治権力の正統性」を根本的に問い直そうとする思考態度に対して批判的である。Hume, *Of the Original Contract*, at 483. 田中訳・二五七頁、Hume, *supra* note 143 at 558. 邦訳・一六一頁。ヒュームは「権威 (authority)」という観念を注意深く定義付けようとはしないという指摘がなされている。Buckle & Castiglione, *supra* note 144 at 464. 又、アメリカ問題に際して、最大の争点イギリス議会の植民地に対する課税権の有無という法的権限の問題にあつたにも関わらず、ヒュームはその点に触れることなく、課税の強行が招来するであろう¹⁶⁷可能的結果に考察を集中している事実が興味をひく。田中秀・前掲(93)二八三頁。ここでも、ヒュームは規範的な思考態度を拒絶する。

(167) 取合えず、田中(正)・前掲(140)八一〇、九一―九二頁、同「スコットランド啓蒙と近代自然法学」田中正司編『スコットランド啓蒙思想研究』(北樹出版、一九八八)所収を参照のこと。

VI 結語

近年の歴史研究の成果・問題提起を参照しながら、ロックの「政府解体論」の歴史の意味内容を確定し、その歴史の意義を探求することが本稿の課題であった。そこで先ず始めに、ロック政治思想の形成過程を当時の歴史的・政治的コンテキストへと投げ返して、当時のイデオロギー状況の中で捉え直すことにより、ロックの「政府解体論」が有していた歴史の意味内容を確定するための作業を行なった(Ⅱ・Ⅲ)。その作業の成果を前提として、次に十八世紀におけるロック政治思想の拒絶(ウィッグ支配層。例えば、パーク)と受容(非国教徒急進派。例えば、プライス)を歴史的に検証し直すことで、ロック「政府解体論」の歴史の意義について考察を行い(Ⅳ)、更にヒュームによるロック政治理論の根底的批判(社会契約論批判)を参照しつつ、ロック政治思想(特に「政府解体論」)が有していた歴史的意義とその射程の解明を試みた(Ⅴ)。以上の検討を通じて、ロック政治思想の意義を「自然的自由にある人間が、何らかの権力に服従すべきであるとするればその正統な政治権力とはいかなるものか」というロックの規範的な問題設

定そのものに本稿は求めたのであった。そして「政府解体論」は、その様なロックの規範的問題設定を最も端的に示すものとして、ロック政治思想におけるインテグラル・パートを構成するものと評価されたのであった。

ところで、この様に理解されたロック政治思想は、現代日本社会に対して何らかの積極的意義を有すると考えることがのできるであろうか。⁽¹⁶⁸⁾しかし、この様に大きな問題の考察を展開する能力を私は有さないし、又、その考察は、一応は実践的関心と切断された形での歴史研究を目的とした本稿の課題から逸れることにもなろう。従って、ロック政治思想が現代日本社会に対して有する意義・問題提起等についての考察は今後の課題とする他ない。又、歴史研究としても、本稿はロックの「政府解体論」に着目して論述を進めたため、例えばヒューム政治思想について些か一面的な把握・評価となってしまう点があるかもしれない。⁽¹⁶⁹⁾この点についても、所有論、議会制度論、党派（政党）論等のその他の論点についての歴史的な研究を積み重ねて行きながら考えていくことにしたい。以上の通り、残された課題は山の如くであるが、その検討は他日を期すとして、ひとまずこの稿を閉じることにする。

(168) この点に関しては、加藤節の近年の論考を参照されたい。特に、加藤・前掲(168)八四頁以下、「人間と国家」世界五六五号（一九九二）二〇九頁以下。

(169) 例えば、桂木隆夫は「国家権力の行使を法的に如何にコントロールするかという問題は依然法哲学の中心的論点」であるとして、これを「国家論的思考様式」と呼び、他方でヒュームの立場を「社会論的思考様式」と特徴付けることが可能であるとした上で、その様な形で理解されたヒュームの法哲学の重要性と現代性を積極的に評価している。同著『自由と懐疑』（木鐸社、一九八八）二六七頁以下。

しかし、「国家論的思考様式」に固執することによって「権力の正統性」を根底的に問い直す視座を維持しようとする志向性が現代的意義を失ってしまったとは考えたくない。例えば、ドイツ再統一に際してハーバースマス（Jürgen Habermas）が問いかけたのは、まさにそのことだったのであろうか。「ドイツ連邦共和国としての憲法愛国主義を擁護しようとする陣営は、一九四九年に成立した国家公民からなる国民のErbschaft（renewal）が体するそれ自身としての規範的な価値との同一化を強調することに、すべてを賭ける以外になかった。そうすることによって、歴

史的な運命共同体としての民族(Nation)とか、言語共同体もしくは文化共同体としての国民(Nation)とか、あるいはさきほど取り上げた、実績共同体としての社会保障システムもしくは経済システムといった、いずれにせよ所詮は政治以前の所与にすぎないものを評価するような態度と区別をはかったのだ」(傍点は原文)。同「ドイツ・マルク・ナショナリズム」同著・三島憲一他訳「遅ればせの革命」(岩波書店、一九九二)所収・五七―五八頁。

ここに示されたハーバーマスの論理は、「国民国家」という観念の操制性を剔出しつつ、規範的価値を體現する「立憲的意味の憲法」に基づいて人為的に作り出された(作為の対象たる)「政治的存在としてのネーション」という枠組みに拘っていかうとするものである。このハーバーマスの「憲法愛国主義」は注目に値する考え方であると思う。特に、根深い単一民族国家の観念や受動的に現実を受容しがちな集団心性のために、国家を「作為の対象」として見る観点が未成熟な上に、国民経済の成功神話が国家の正統性を根本から問い直す視点を取り難くしているわが国において(加藤・前掲168)二〇九頁)は、国家の基礎に憲法という規範的価値を體現する原理が存在するということをいくら強調してもし過ぎることにはならないであろう。従って、私は日本社会の精神状況を考える時、「国家論的思考様式」こそ(今なお)重要であると考える立場を選択する。その意味で、実践的な問題意識としても、「社会的思考様式」を積極的に評価する桂木隆夫とは、ヒューム法哲学・政治思想の評価において差異が生じてくることになる。そして、以上の様な問題意識を有するが故に、私は「国家と個人の二極構造」という近代憲法の原理にあくまで拘ろうとする樋口陽一の近年の問題提起を(やや問題意識を異にする気もあるが)積極的に評価する立場を選択したい。その選択はロック「政府解体論」に対する私なりの積極的評価に示されているものと思う。樋口の問題提起については、例えば、同著『自由と国家』(岩波新書、一九八九)、同「フランス革命と近代憲法」長谷川正安他編「講座・革命と法・第一巻・市民革命と法」(日本評論社、一九八九)所収・二二二頁以下、同著『憲法』(創文社、一九九二)二六―四三頁、同「近代立憲主義擁護と近代批判の見地」高柳信一先生古稀記念論集「現憲法の諸相」(専修大学出版局、一九九二)所収等を参照されたい。

なお、ロックの「政府解体論」の意義を、「政治権力の正統性」を根底的に問い直す規範的な問題設定に求める本稿の結論を導きます上で、下山英二「権威と権力」研究序説——イギリス法における——比較文化研究(創価大学)八卷(一九九二)一八頁以下から多大な示唆を受けたことを、最後に付言しておきたい。